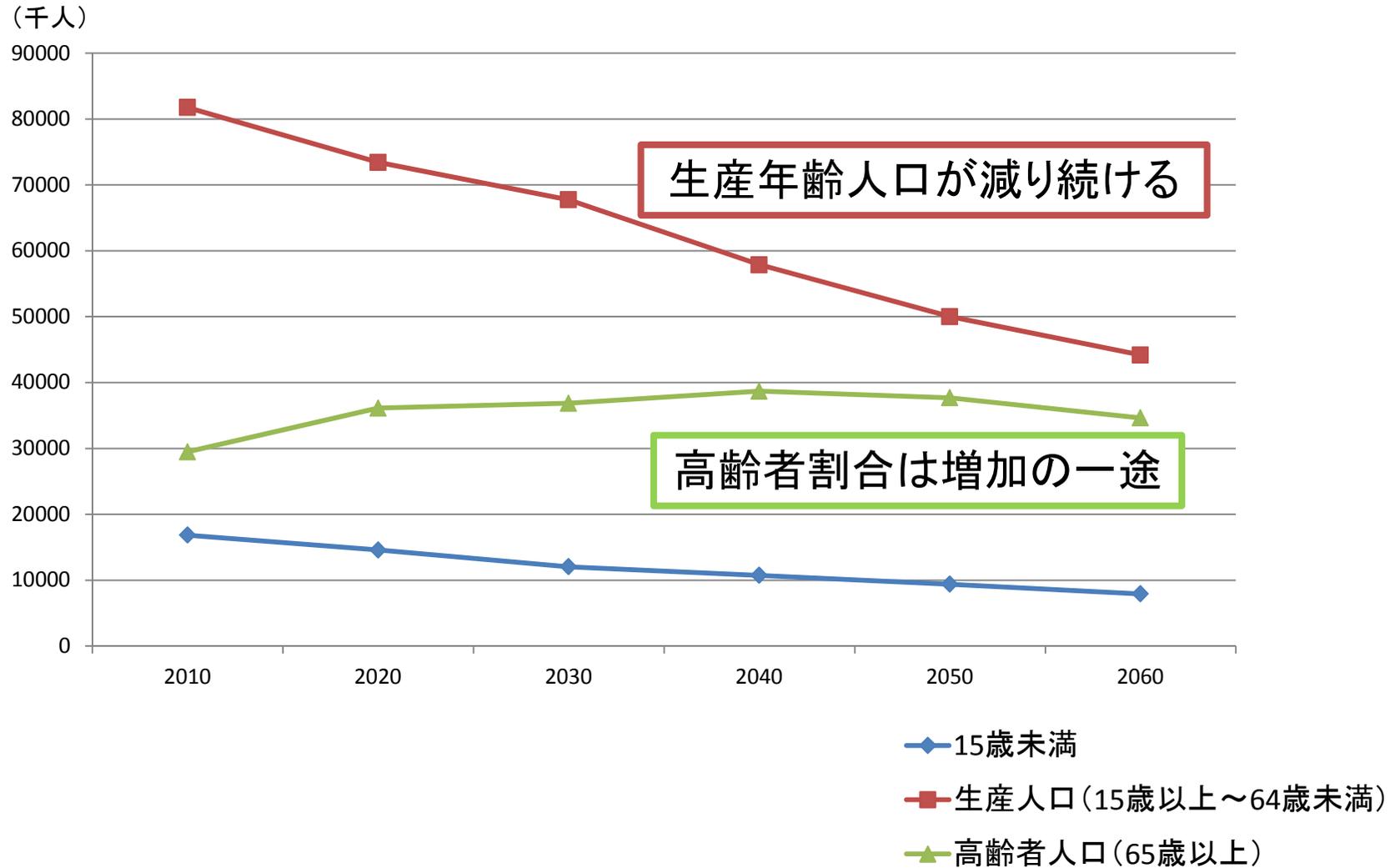


実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会

参考資料

日本の将来推計人口の推移

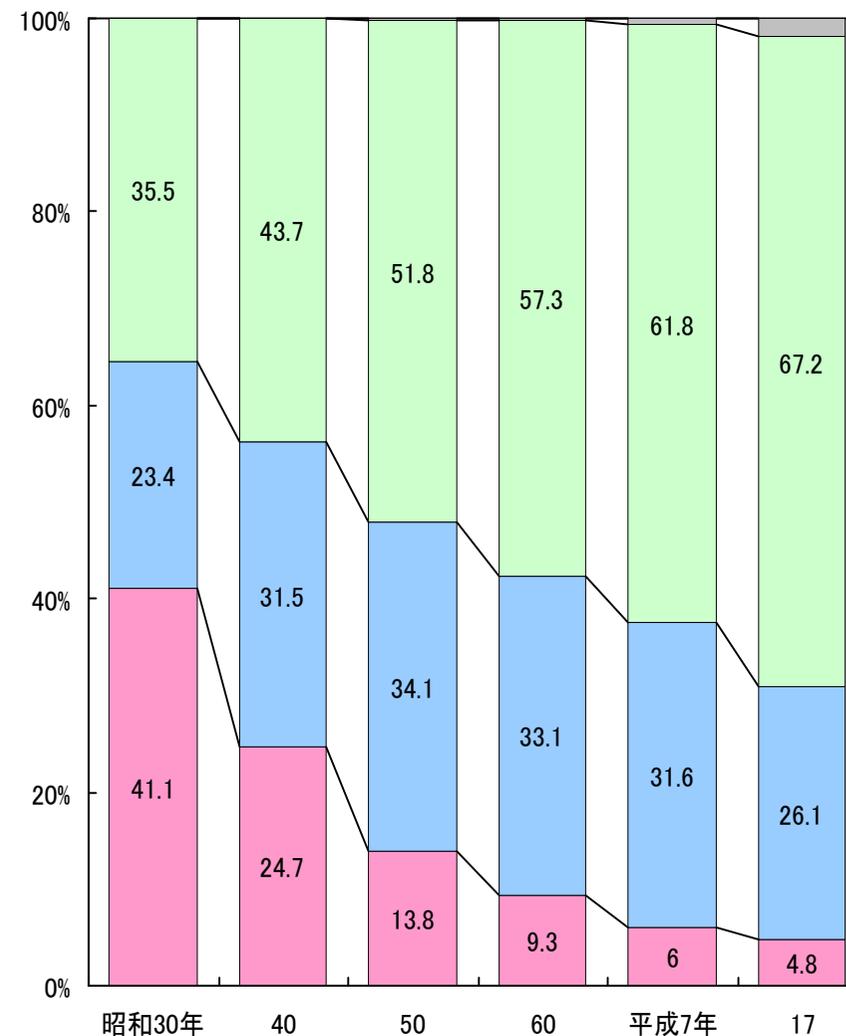
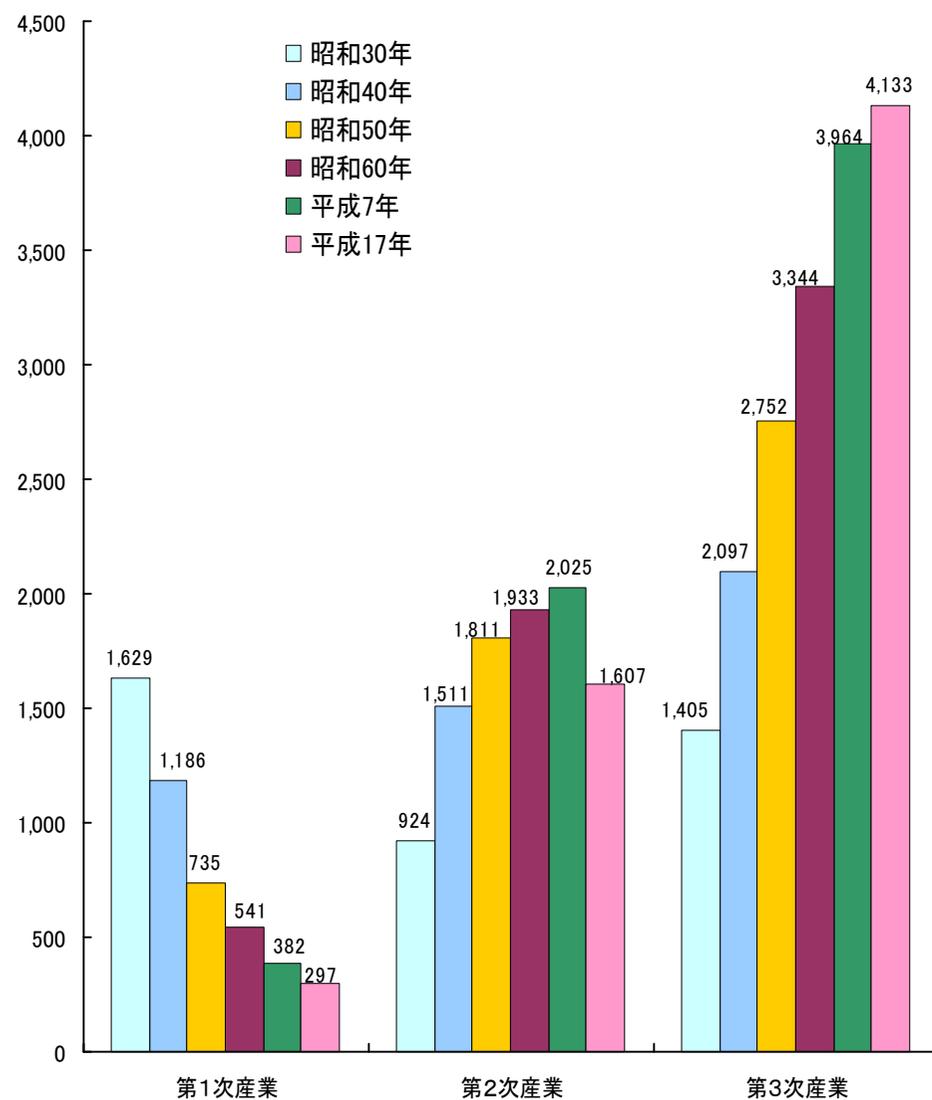
少子化の急激な進行により、生産年齢人口が大きく減少。



産業別就業者数及び構成割合の推移

第1次産業は大幅に減少。第2次産業は増加傾向から減少に転じている。
第3次産業は一貫して上昇傾向

(万人)

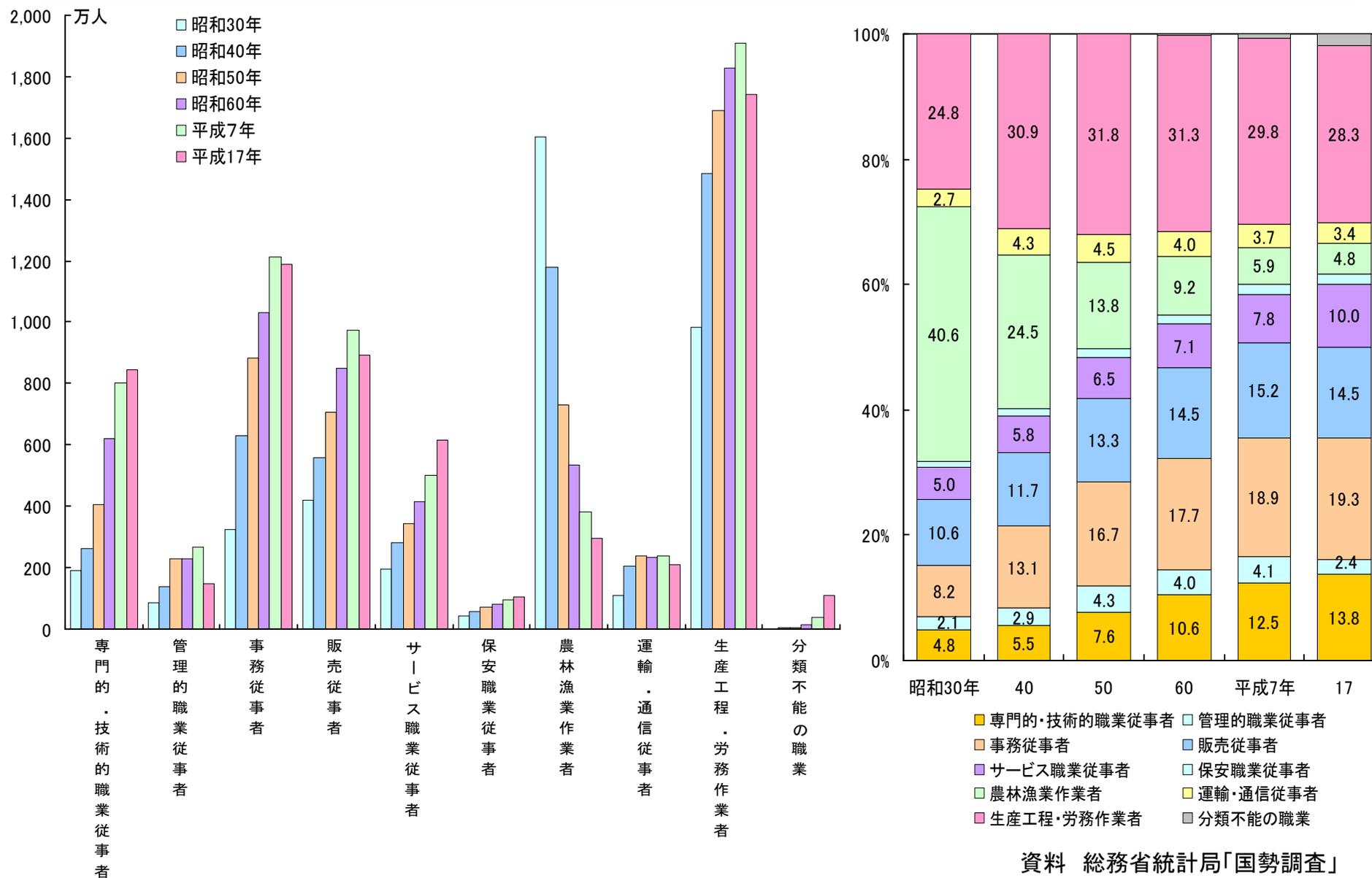


■ 第1次産業 ■ 第2次産業 ■ 第3次産業 ■ 分類不能の産業

資料 総務省統計局「国勢調査」

職業別就業者数及び構成割合の推移

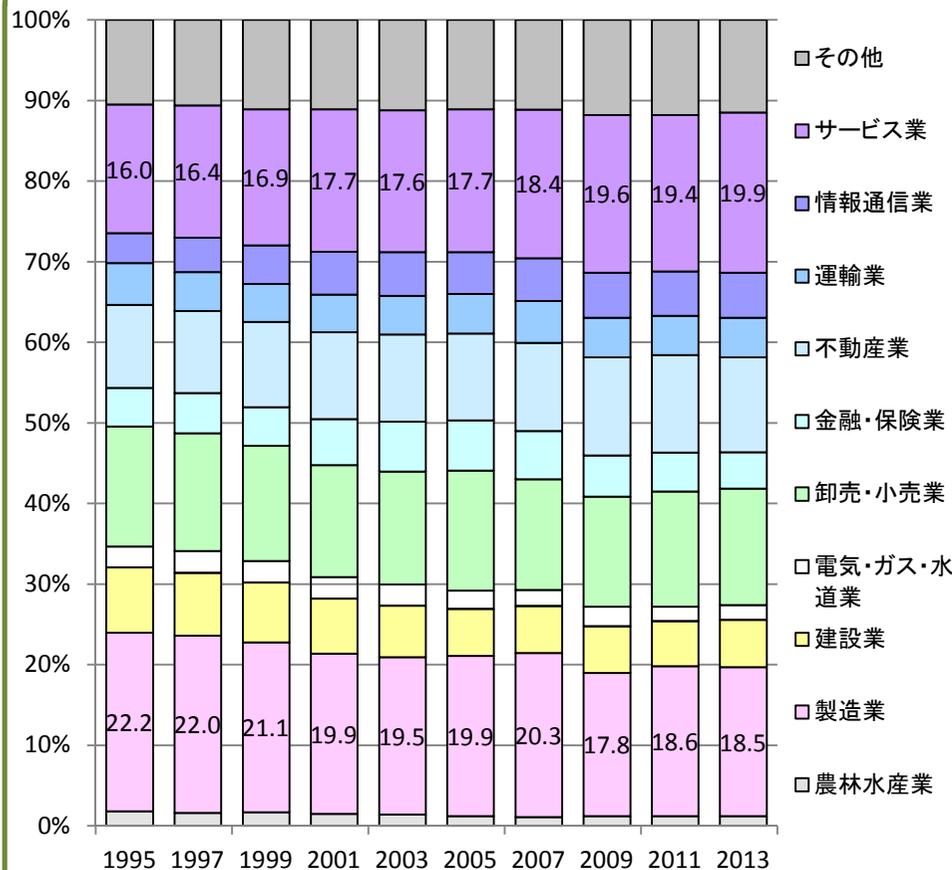
農林漁業作業者が大幅に減少。専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者が一貫して上昇傾向。生産工程・労務作業者はかつて大幅に上昇したが、近年は減少



名目GDPに占める産業別割合の推移、職業別就業者構成割合の推移

- 産業構造が変化し、名目GDPに占めるサービス業の割合が増加。
- あわせて、職業別就業者構成割合も変化し、専門的・技術的職業従事者やサービス業従事者の割合が増加。

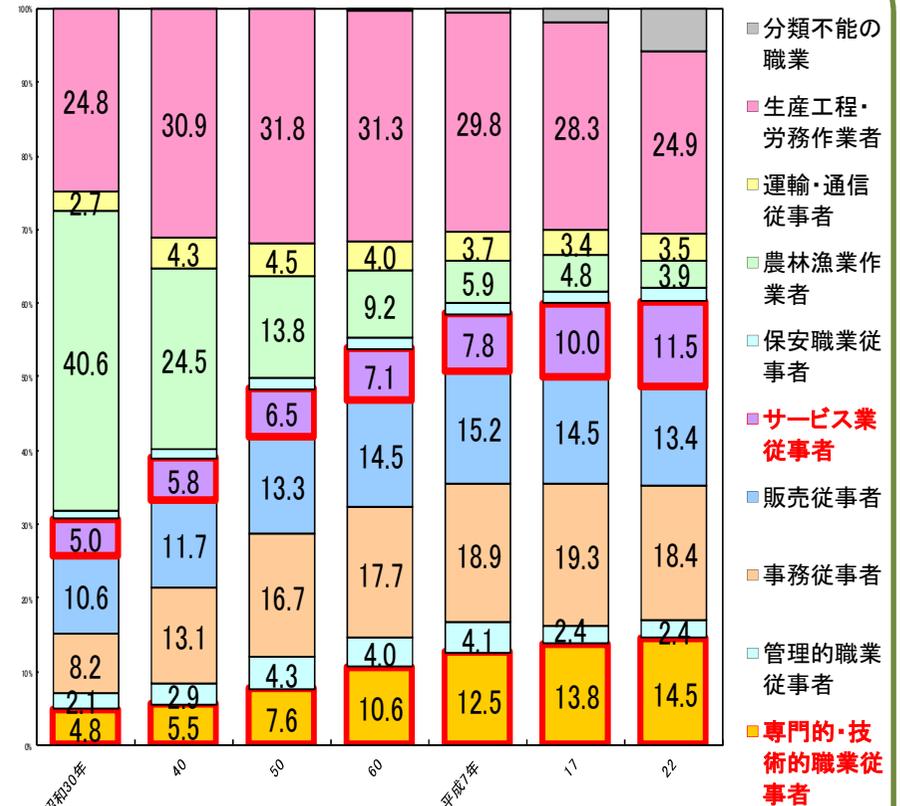
名目GDPに占める産業別割合の推移



※「その他」には、「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」及び「鉱業」を計上している。

出典：内閣府「国民経済計算」

職業別就業者構成割合の推移



※専門的・技術的職業従事者：研究者、技術者、保健医療従事者、法務従事者、

経営・金融・保険専門職業従事者、教員、宗教家、記者、芸術家等

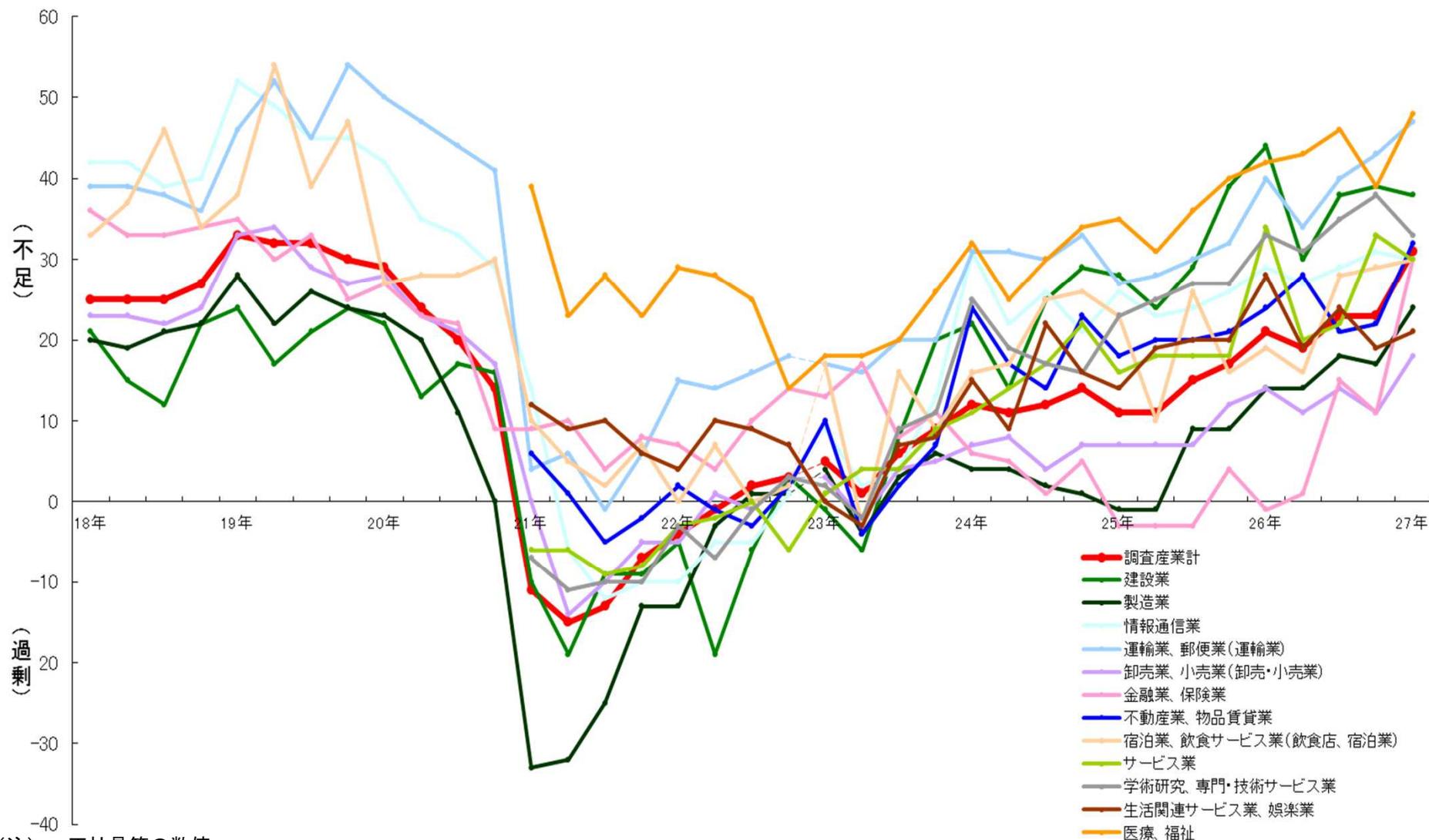
※サービス業従事者：家庭生活支援、介護、飲食物調理、接客・給仕、施設管理等の従事者

※平成22年度とそれ以前では、「運輸・通信従事者」と「生産工程・労務作業員」について、分類が異なるため、それぞれ、「輸送・機械運転従事者」と「生産工程従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃・包装等従事者の合計」を便宜的に計上している。

出典：総務省統計局「国勢調査」

産業別労働者の過不足状況判断(D. I.)

平成27年2月現在、調査産業全体として労働者不足であるが、特に医療・福祉、運輸業・郵便業、建設業などの業種で労働者が不足。



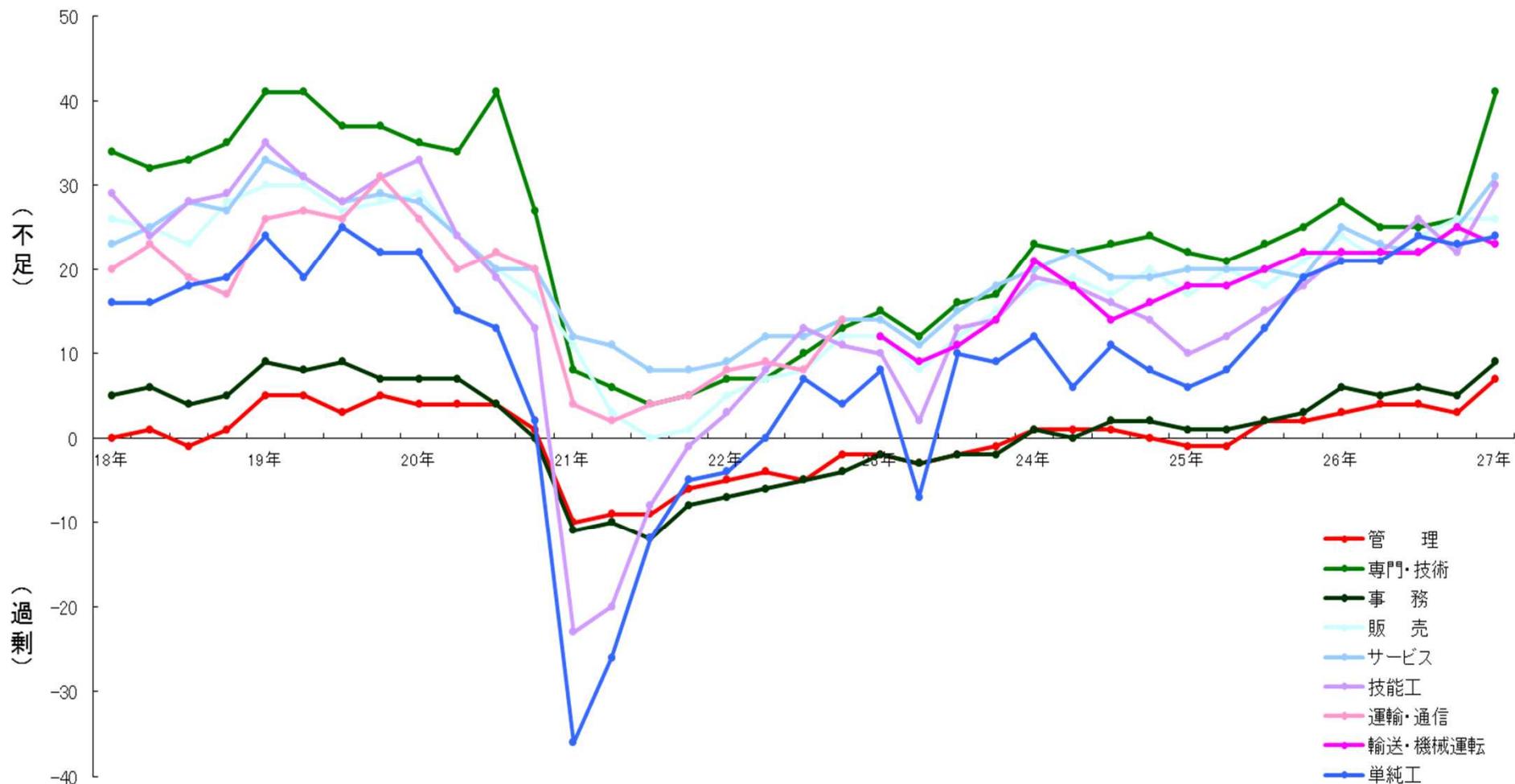
(注) ・正社員等の数値。

- ・「労働者過不足判断D. I.」とは、不足と回答した事業所の割合から過剰と回答した事業所の割合を差し引いた値。
- ・日本標準産業分類の改定(平成19年11月)に伴い、平成21年調査から新産業分類に基づき、産業分類を変更したため、一部、平成20年11月調査と平成21年2月調査とは接続しない。(点線部)

出典:厚生労働省「労働経済動向調査」

職種別労働者の過不足状況判断(D. I.)

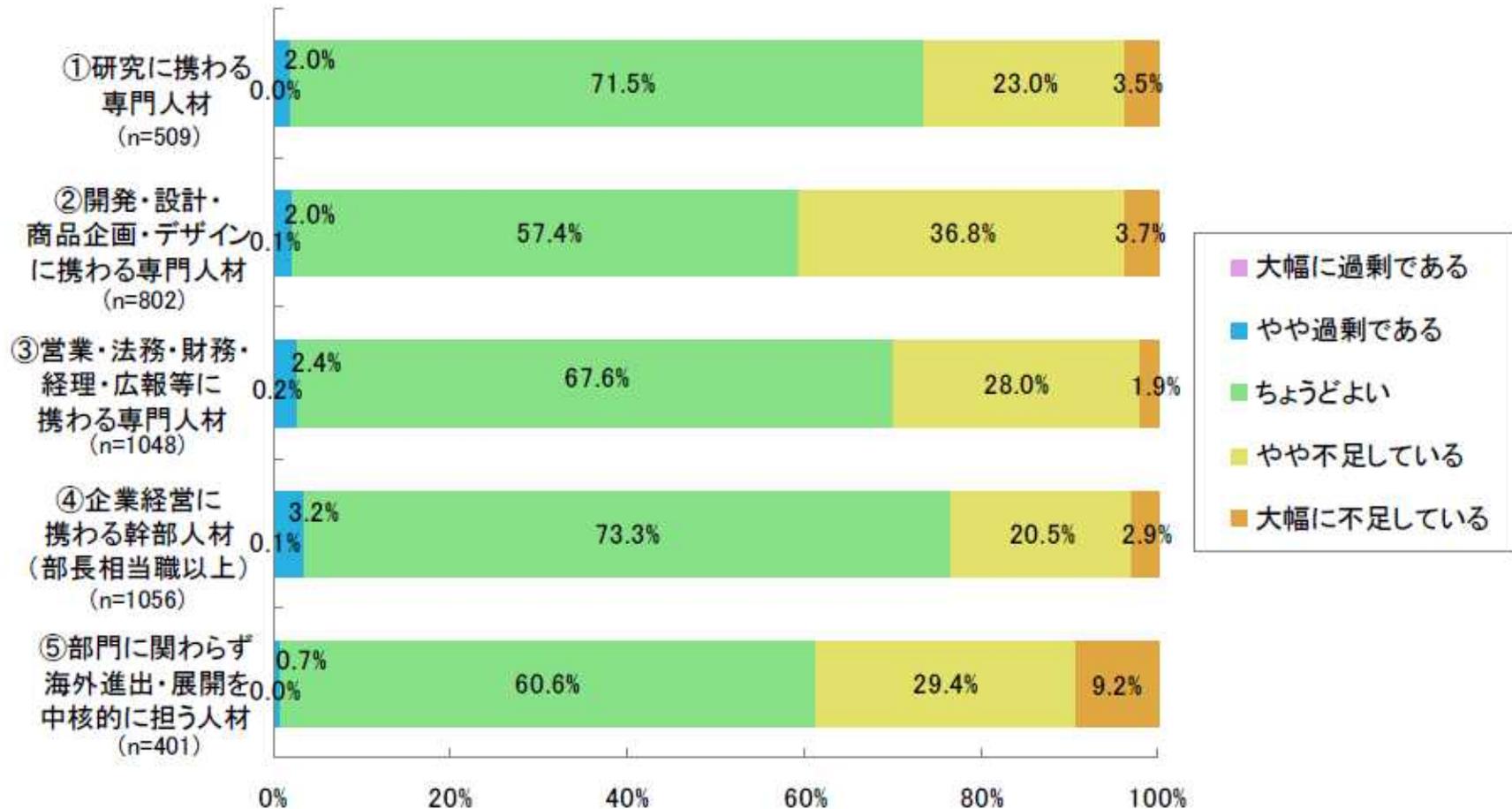
職種別では、平成27年2月現在、全体として労働者不足であるが、特に専門・技術職が不足。
長期的にも、専門・技術職が不足傾向。



(注) ・調査産業計の数値。
 ・「労働者過不足判断D. I.」とは、不足と回答した事業所の割合から過剰と回答した事業所の割合を差し引いた値。
 ・平成23年2月より、それまでの「運輸・通信」に代えて「輸送・機械運転」を導入。

企業内における高度人材の過不足状況

※高度人材:企業において、「大卒または大卒相当のパフォーマンスをあげている」と定義



【調査概要】

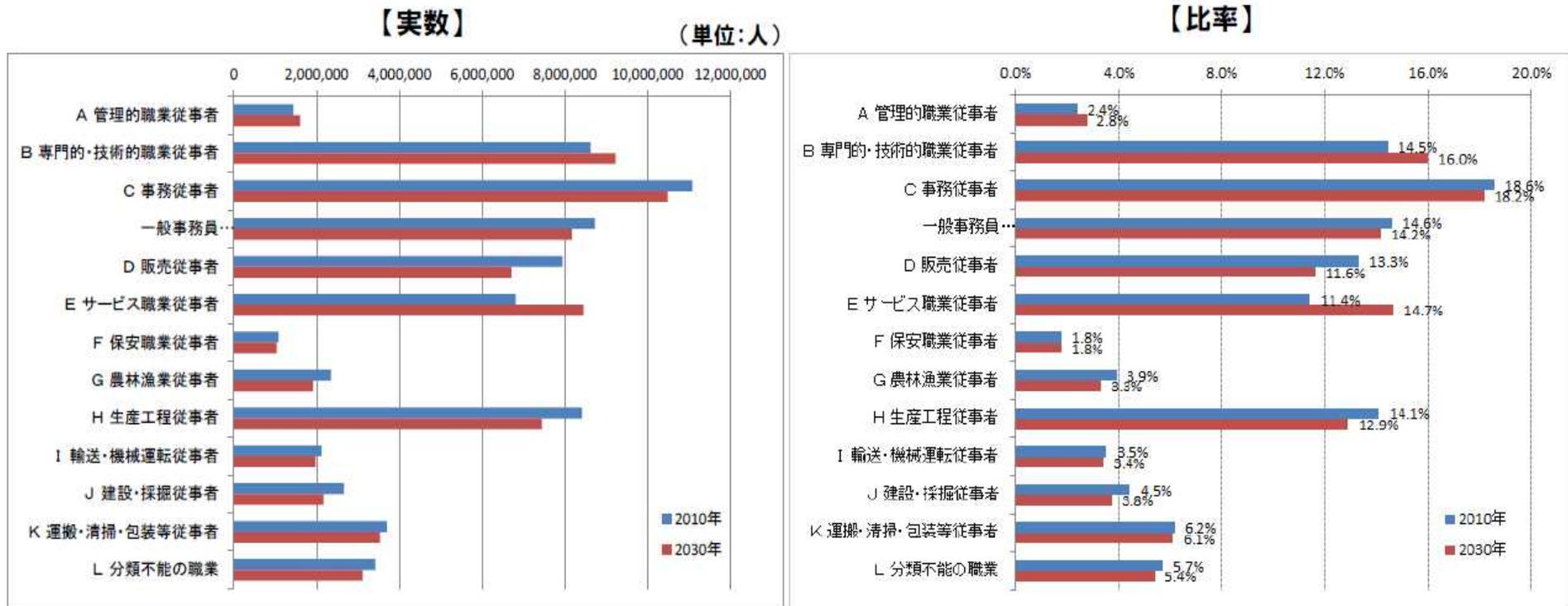
調査方法: 郵送配布・郵送回収方式

調査時期: 2012年2月

調査対象: 商用データベースから無作為抽出した、従業員(正社員)規模が5人以上の全国1万社

有効回収数: 1,516社(有効回収率15.2%)

職種別人数における2010年実績と2030年推計値の比較(成長シナリオ)



※数字は、日本再興戦略成長シナリオに基づく

※「労働政策研究・研修機構 労働力需給の推計(2013年度)」より三菱総合研究所が推計

出典: 経済産業省委託調査

平成25年度総合調査研究「産業競争力の強化に資する我が国の教育、人材育成システムの在り方に関する調査研究」

2010年から2030年における産業別・職種別増加数の推計値(大分類)

単位:人

| 産業分類 | 職業分類 | A 管理的職業従事者 | B 専門的・技術的職業従事者 | C 事務従事者 | D 販売従事者 | E サービス職業従事者 | F 保安職業従事者 | G 農林漁業従事者 | H 生産工程従事者 | I 輸送・機械運転従事者 | J 建設・採掘従事者 | K 運搬・清掃・包装等従事者 | 分類不能の職業 | 総数 |
|---------------------|------|------------|----------------|----------|------------|-------------|-----------|-----------|-----------|--------------|------------|----------------|----------|------------|
| A 農業、林業 | | 7,555 | 1,375 | 24,119 | 6,804 | 1,257 | 140 | -231,204 | 9,857 | 1,071 | 599 | 25,220 | 62 | -153,145 |
| B 漁業 | | 8,811 | 2,149 | 30,091 | 7,236 | 1,251 | 189 | -248,611 | 12,990 | 1,436 | 1,135 | 26,382 | 62 | -156,878 |
| C 鉱業、採石業、砂利採取業 | | -1,185 | -20 | -3,417 | -742 | -28 | -28 | 8 | -719 | -349 | -2,579 | -434 | 0 | -9,492 |
| D 建設業 | | 11,136 | -60,890 | 67,538 | -51,381 | 850 | 2,448 | 3,379 | -131,126 | -72,796 | -526,592 | -11,049 | -133 | -768,616 |
| E 製造業 | | 15,611 | 247,672 | 303,497 | -61,932 | 5,216 | 3,268 | 2,370 | -736,932 | -4,514 | 4,322 | -32,603 | 1,052 | -252,973 |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | | -2,079 | -8,043 | -29,621 | -6,348 | 303 | -6 | 27 | 891 | 5,669 | 4,983 | -880 | 457 | -34,647 |
| G 情報通信業 | | 8,819 | 246,537 | -3,812 | 1,537 | 1,851 | 66 | 50 | 10,784 | 128 | -1,809 | 1,899 | 1,999 | 268,049 |
| H 運輸業、郵便業 | | -3,900 | -683 | -31,409 | -17,349 | 239 | 2,206 | 362 | -7,161 | -150,833 | 2,017 | 13,178 | 291 | -193,043 |
| I 卸売業、小売業 | | 80,999 | 64,148 | -346,171 | -762,415 | 9,308 | -259 | -655 | -155,004 | -9,533 | -1,195 | -169,631 | 195 | -1,290,213 |
| J 金融業、保険業 | | -13,045 | 2,916 | -166,541 | -198,776 | 1,605 | -179 | -14 | 217 | -407 | 94 | -71 | 19 | -374,183 |
| K 不動産業、物品賃貸業 | | 2,084 | 1,397 | -54,688 | 34,648 | -18,432 | -1,697 | 260 | -3,321 | -11,624 | -172 | -8,734 | 151 | -60,129 |
| L 学術研究、専門・技術サービス業 | | 2,993 | 125,607 | 61,198 | -28,022 | 19,654 | 884 | 2,923 | -2,090 | 5,990 | 6,588 | -3,257 | 882 | 193,352 |
| M 宿泊業、飲食サービス業 | | 32,598 | 1,809 | -47,606 | 1,953 | -213,855 | -1,108 | 945 | 3,662 | -205 | -516 | -24,190 | 0 | -246,513 |
| N 生活関連サービス業、娯楽業 | | 6,119 | 69,898 | -61,323 | -100,462 | 204,799 | 2,145 | 38,129 | -20,893 | -7,506 | 187 | -46,492 | 111 | 84,713 |
| O 教育、学習支援業 | | -3,442 | -505,279 | -85,279 | -6,593 | 1,863 | -1,243 | -1,559 | -248 | -4,551 | -12 | -20,082 | 497 | -625,928 |
| P 医療、福祉 | | 33,099 | 364,306 | 136,790 | 675 | 1,555,839 | 10,043 | 1,051 | 93,006 | 63,901 | 680 | 36,307 | 594 | 2,296,291 |
| Q 複合サービス事業 | | -8,868 | -437 | -185,329 | -33,672 | -78 | -46 | 386 | -1,616 | -396 | -76 | -3,916 | 1,433 | -232,616 |
| R サービス業(他に分類されないもの) | | 11,553 | 73,485 | -14,245 | -15,195 | 69,982 | 56,313 | -173 | -43,469 | 50,294 | 15,673 | 62,267 | 15,521 | 282,008 |
| S 公務(他に分類されるものを除く) | | -26,877 | -15,020 | -160,817 | 0 | 128 | -118,849 | 992 | 938 | -6,329 | -1,275 | -2,094 | 78 | -329,126 |
| 分類不能の産業 | | -1,791 | -1,316 | -22,929 | -7,928 | -1,170 | -23 | 0 | -1,153 | -948 | -54 | -1,872 | -334,202 | -373,386 |
| 総数 | | 160,189 | 609,613 | -589,953 | -1,237,963 | 1,640,582 | -45,735 | -431,333 | -971,388 | -141,503 | -498,001 | -160,052 | -310,927 | -1,976,473 |

※管理的職業従事者、専門的・技術的職業従事者、事務従事者及び総数について、増加の場合は色つきとしている

出典:経済産業省委託調査 三菱総合研究所

平成25年度総合調査研究「産業競争力の強化に資する我が国の教育、人材育成システムの在り方に関する調査研究」

新規求人倍率の推移(平成24年度～平成25年度)

※平成23年改定基準

| 単位:(倍) | 24年度計 | 25年度計 | 平均 | 倍率順 |
|---------------------|-------|-------|-------|-----|
| 管理的職業 | 1.28 | 1.42 | 1.35 | |
| 専門的・技術的職業 | 1.97 | 2.18 | 2.08 | |
| 開発技術者 | 1.94 | 2.21 | 2.08 | 17 |
| 製造技術者 | 0.54 | 0.63 | 0.59 | |
| 建築・土木・測量技術者 | 3.64 | 5.20 | 4.42 | 4 |
| 情報処理・通信技術者 | 2.42 | 3.04 | 2.73 | 11 |
| その他の技術者 | 0.93 | 1.19 | 1.06 | |
| 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師 | 10.74 | 11.03 | 10.89 | 1 |
| 保健師、助産師、看護師 | 3.81 | 3.59 | 3.70 | 6 |
| 医療技術者 | 3.29 | 3.34 | 3.32 | 7 |
| その他の保健医療の職業 | 1.60 | 1.69 | 1.65 | |
| 社会福祉の専門的職業 | 1.78 | 1.99 | 1.89 | |
| 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者 | 0.50 | 0.58 | 0.54 | |
| その他の専門的職業 | 0.72 | 0.79 | 0.76 | |
| 事務的職業 | 0.40 | 0.44 | 0.42 | |
| 一般事務の職業 | 0.33 | 0.36 | 0.35 | |
| 会計事務の職業 | 0.53 | 0.66 | 0.60 | |
| 生産関連事務の職業 | 1.01 | 1.21 | 1.11 | |
| 営業・販売関連事務の職業 | 0.72 | 0.80 | 0.76 | |
| 外勤事務の職業 | 3.81 | 4.54 | 4.18 | 5 |
| 運輸・郵便事務の職業 | 2.23 | 2.63 | 2.43 | 14 |
| 事務用機器操作の職業 | 0.82 | 0.76 | 0.79 | |
| 販売の職業 | 1.25 | 1.41 | 1.33 | |
| 商品販売の職業 | 1.08 | 1.28 | 1.18 | |
| 販売類似の職業 | 2.87 | 3.20 | 3.04 | 9 |
| 営業の職業 | 1.34 | 1.47 | 1.41 | |
| サービスの職業 | 1.71 | 1.94 | 1.83 | |
| 家庭生活支援サービスの職業 | 0.89 | 1.03 | 0.96 | |
| 介護サービスの職業 | 1.89 | 2.08 | 1.99 | 20 |
| 保健医療サービスの職業 | 1.58 | 1.70 | 1.64 | |
| 生活衛生サービスの職業 | 2.71 | 3.16 | 2.94 | 10 |
| 飲食物調理の職業 | 1.51 | 1.84 | 1.68 | |
| 接客・給仕の職業 | 1.80 | 2.02 | 1.91 | |
| 居住施設・ビル等の管理の職業 | 0.65 | 0.74 | 0.70 | |
| その他のサービスの職業 | 1.13 | 1.13 | 1.13 | |
| 保安の職業 | 4.55 | 5.27 | 4.91 | 3 |
| 農林漁業の職業 | 1.05 | 1.16 | 1.11 | |

| 単位:(倍) | 24年度計 | 25年度計 | 平均 | 倍率順 |
|------------------------|-------|-------|------|-----|
| 生産工程の職業 | 0.94 | 1.21 | 1.08 | |
| 生産設備制御・監視の職業(金属) | 0.50 | 0.81 | 0.66 | |
| 生産設備制御・監視の職業(金属除く) | 0.91 | 1.03 | 0.97 | |
| 生産設備制御・監視の職業(機械組立) | 0.42 | 0.59 | 0.51 | |
| 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業 | 1.36 | 1.75 | 1.56 | |
| 製品製造・加工処理の職業(金属除く) | 1.03 | 1.26 | 1.15 | |
| 機械組立の職業 | 0.38 | 0.57 | 0.48 | |
| 機械整備・修理の職業 | 1.75 | 2.13 | 1.94 | |
| 製品検査の職業(金属) | 1.31 | 1.71 | 1.51 | |
| 製品検査の職業(金属除く) | 1.82 | 2.17 | 2.00 | 19 |
| 機械検査の職業 | 1.15 | 1.55 | 1.35 | |
| 生産関連・生産類似の職業 | 1.07 | 1.23 | 1.15 | |
| 輸送・機械運転の職業 | 1.68 | 1.95 | 1.82 | |
| 鉄道運転の職業 | 0.24 | 0.47 | 0.36 | |
| 自動車運転の職業 | 1.85 | 2.16 | 2.01 | 18 |
| 船舶・航空機運転の職業 | 0.62 | 0.57 | 0.60 | |
| その他の輸送の職業 | 0.64 | 0.81 | 0.73 | |
| 定置・建設機械運転の職業 | 1.54 | 1.73 | 1.64 | |
| 建設・採掘の職業 | 2.77 | 3.56 | 3.17 | |
| 建設躯体工事の職業 | 6.21 | 8.15 | 7.18 | 2 |
| 建設の職業 | 2.77 | 3.66 | 3.22 | 8 |
| 電気工事の職業 | 2.33 | 2.72 | 2.53 | 13 |
| 土木の職業 | 2.31 | 3.08 | 2.70 | 12 |
| 採掘の職業 | 1.85 | 2.63 | 2.24 | 15 |
| 運搬・清掃・包装等の職業 | 0.49 | 0.60 | 0.55 | |
| 運搬の職業 | 0.83 | 0.98 | 0.91 | |
| 清掃の職業 | 0.58 | 0.91 | 0.75 | |
| 包装の職業 | 1.98 | 2.48 | 2.23 | 16 |
| その他の運搬・清掃・包装等の職業 | 0.22 | 0.25 | 0.24 | |
| 分類不能の職業 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | |
| 職業計 | 1.06 | 1.23 | 1.15 | |

平均求人倍率2.00以上の職業

新規求人倍率の推移(平成22年度～平成24年度)

※平成11年改定基準

| 単位:(倍) | 22年度計 | 23年度計 | 24年度計 | 平均 | 倍率順 |
|-----------------|-------|-------|-------|------|-----|
| 専門的・技術的職業 | 1.46 | 1.82 | 1.94 | 1.74 | |
| 機械・電気技術者 | 1.29 | 1.82 | 1.45 | 1.52 | |
| 鉱工業技術者 | 0.77 | 0.84 | 0.61 | 0.74 | |
| 建築・土木・測量技術者 | 1.49 | 2.43 | 3.64 | 2.52 | 8 |
| 情報処理技術者 | 1.22 | 1.84 | 2.44 | 1.83 | 15 |
| その他の技術者 | 0.66 | 0.83 | 0.88 | 0.79 | |
| 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師 | 7.79 | 8.80 | 10.74 | 9.11 | 1 |
| 保健師、助産師、看護師 | 3.41 | 3.84 | 3.81 | 3.69 | 4 |
| 医療技術者 | 2.45 | 3.07 | 3.29 | 2.94 | 7 |
| その他の保健医療の職業 | 1.15 | 1.40 | 1.60 | 1.38 | |
| 社会福祉専門的職業 | 1.55 | 1.90 | 1.86 | 1.77 | 18 |
| 美術家、デザイナー、写真家 | 0.35 | 0.41 | 0.50 | 0.42 | |
| その他の専門的職業 | 0.67 | 0.75 | 0.70 | 0.71 | |
| 管理的職業 | 1.00 | 1.12 | 1.28 | 1.13 | |
| 事務的職業 | 0.32 | 0.38 | 0.41 | 0.37 | |
| 一般事務の職業 | 0.26 | 0.31 | 0.32 | 0.30 | |
| 会計事務の職業 | 0.44 | 0.49 | 0.57 | 0.50 | |
| 生産関連事務の職業 | 0.92 | 1.13 | 1.01 | 1.02 | |
| 営業・販売関連事務の職業 | 0.80 | 0.82 | 0.89 | 0.84 | |
| 外勤事務の職業 | 2.61 | 3.24 | 3.81 | 3.22 | 5 |
| 運輸・通信事務の職業 | 1.85 | 2.18 | 2.23 | 2.09 | 11 |
| 事務用機器操作の職業 | 0.83 | 0.86 | 0.81 | 0.83 | |
| 販売の職業 | 0.91 | 1.11 | 1.29 | 1.10 | |
| 商品販売の職業 | 0.81 | 0.99 | 1.13 | 0.98 | |
| 販売類似の職業 | 2.91 | 3.31 | 3.27 | 3.16 | 6 |
| サービスの職業 | 1.04 | 1.23 | 1.57 | 1.28 | |
| 家庭生活支援サービスの職業 | 0.73 | 0.90 | 1.70 | 1.11 | |
| 生活衛生サービスの職業 | 1.99 | 2.15 | 2.71 | 2.28 | 10 |
| 飲食物調理の職業 | 0.98 | 1.19 | 1.51 | 1.23 | |
| 接客・給仕の職業 | 1.08 | 1.26 | 1.63 | 1.32 | |
| 居住施設・ビル等の管理の職業 | 0.50 | 0.65 | 0.72 | 0.62 | |
| その他のサービスの職業 | 0.92 | 1.08 | 1.16 | 1.05 | |
| 保安の職業 | 3.09 | 4.03 | 4.55 | 3.89 | 3 |
| 農林漁業の職業 | 0.96 | 1.17 | 1.04 | 1.06 | |
| 運輸・通信の職業 | 1.17 | 1.47 | 1.70 | 1.45 | |
| 鉄道運転の職業 | 0.27 | 0.91 | 0.24 | 0.47 | |
| 自動車運転の職業 | 1.24 | 1.56 | 1.85 | 1.55 | |
| 船舶・航空機運転の職業 | 0.19 | 0.39 | 0.62 | 0.40 | |
| その他の運輸の職業 | 0.48 | 0.63 | 0.64 | 0.58 | |
| 通信の職業 | 1.08 | 1.35 | 1.49 | 1.31 | |

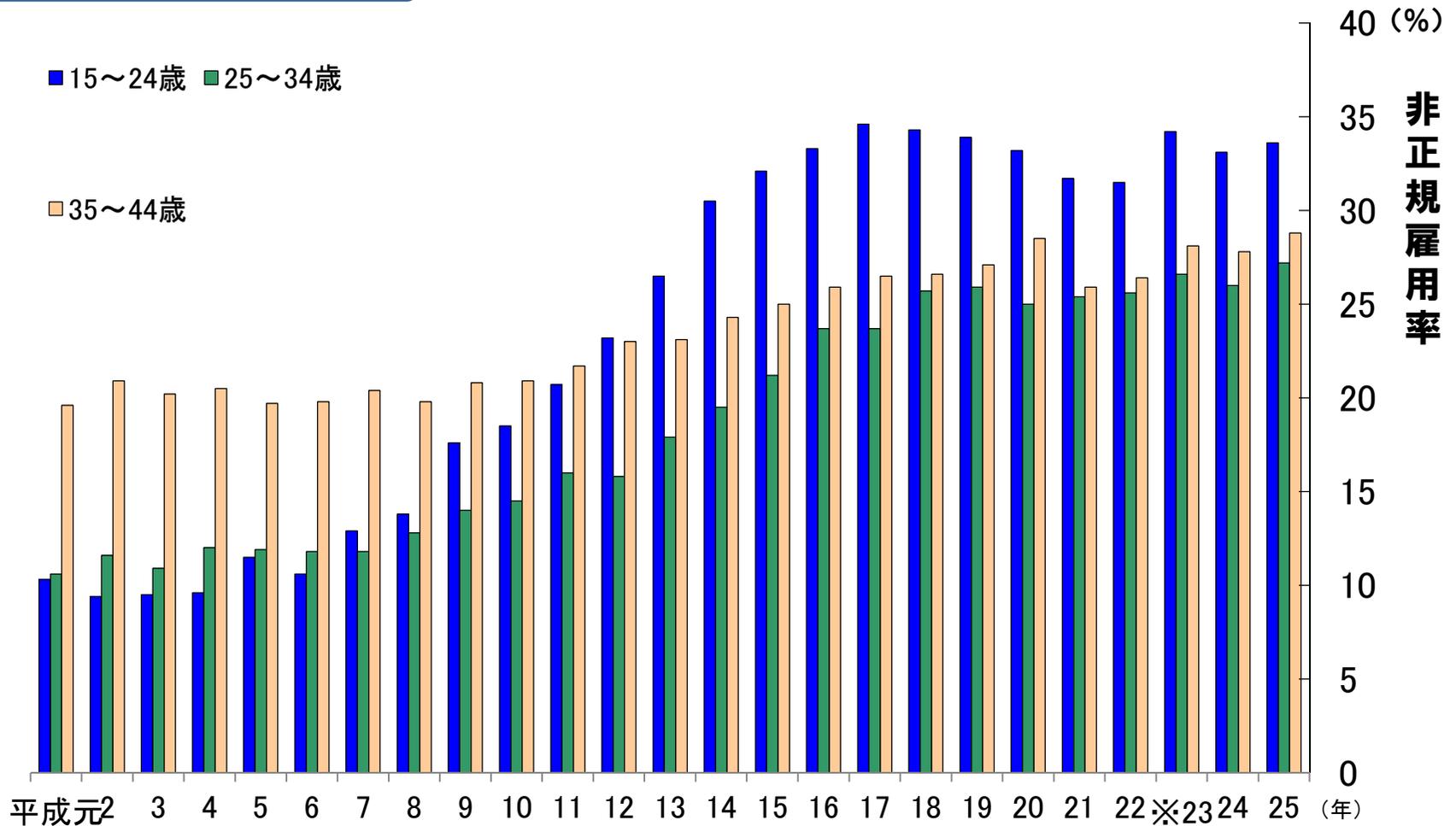
| 単位:(倍) | 22年度計 | 23年度計 | 24年度計 | 平均 | 倍率順 |
|------------------|-------|-------|-------|------|-----|
| 生産工程・労務の職業 | 0.63 | 0.87 | 0.96 | 0.82 | |
| 金属材料製造の職業 | 0.94 | 1.18 | 0.52 | 0.88 | |
| 化学製品製造の職業 | 1.17 | 1.09 | 0.34 | 0.87 | |
| 窯業製品製造の職業 | 1.68 | 2.20 | 2.21 | 2.03 | 13 |
| 土石製品製造の職業 | 1.25 | 2.17 | 3.45 | 2.29 | 9 |
| 金属加工の職業 | 1.20 | 1.65 | 1.44 | 1.43 | |
| 金属溶接・溶断の職業 | 0.88 | 1.41 | 2.18 | 1.49 | |
| 一般機械器具組立・修理の職業 | 0.46 | 0.58 | 0.41 | 0.48 | |
| 電気機械器具組立・修理の職業 | 0.64 | 0.60 | 0.63 | 0.62 | |
| 輸送用機械組立・修理の職業 | 0.74 | 1.17 | 1.13 | 1.01 | |
| 計器・光学機組立修理の職業 | 1.45 | 1.87 | 1.55 | 1.62 | 20 |
| 精穀・製粉・調味製造の職業 | 1.19 | 1.11 | 0.81 | 1.04 | |
| 食料品製造の職業 | 0.89 | 1.06 | 1.16 | 1.04 | |
| 飲料・たばこ製造の職業 | 1.35 | 1.76 | 1.77 | 1.63 | |
| 紡織の職業 | 1.63 | 1.98 | 1.82 | 1.81 | |
| 衣服・繊維製品製造の職業 | 1.41 | 1.87 | 1.30 | 1.53 | |
| 木・竹・草・つる製品製造の職業 | 0.95 | 1.36 | 1.46 | 1.26 | |
| パルプ・紙・紙製品製造の職業 | 1.31 | 1.50 | 1.55 | 1.45 | |
| 印刷・製本の職業 | 0.63 | 0.71 | 0.85 | 0.73 | |
| ゴム・プラスチック製品製造の職業 | 1.59 | 2.04 | 1.79 | 1.81 | 16 |
| 革・革製品製造の職業 | 0.71 | 1.11 | 1.47 | 1.10 | |
| 装身具等製造の職業 | 0.70 | 0.86 | 0.96 | 0.84 | |
| その他の製造制作の職業 | 0.43 | 0.61 | 0.98 | 0.67 | |
| 定置・建設機械運転の職業 | 0.95 | 1.39 | 1.91 | 1.42 | |
| 電気作業 | 1.50 | 1.98 | 2.32 | 1.93 | 14 |
| 採掘の職業 | 0.56 | 0.82 | 0.68 | 0.69 | |
| 建設躯体工事の職業 | 2.70 | 4.77 | 6.21 | 4.56 | 2 |
| 建設の職業 | 1.21 | 2.23 | 2.77 | 2.07 | 12 |
| 土木の職業 | 0.97 | 1.70 | 2.34 | 1.67 | 19 |
| 運搬労務の職業 | 0.61 | 0.77 | 0.81 | 0.73 | |
| その他の労務の職業 | 0.18 | 0.24 | 0.31 | 0.24 | |
| 分類不能の職業 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | |
| 職業計 | 0.74 | 0.90 | 1.06 | 0.90 | |

平均求人倍率2.00以上の職業

非正規雇用割合の推移

○ 非正規雇用率は、35～44歳と比べて、15～24歳の上昇の幅が大きく、近年は、全体としては上昇したまま横ばいの傾向。

非正規雇用率の推移

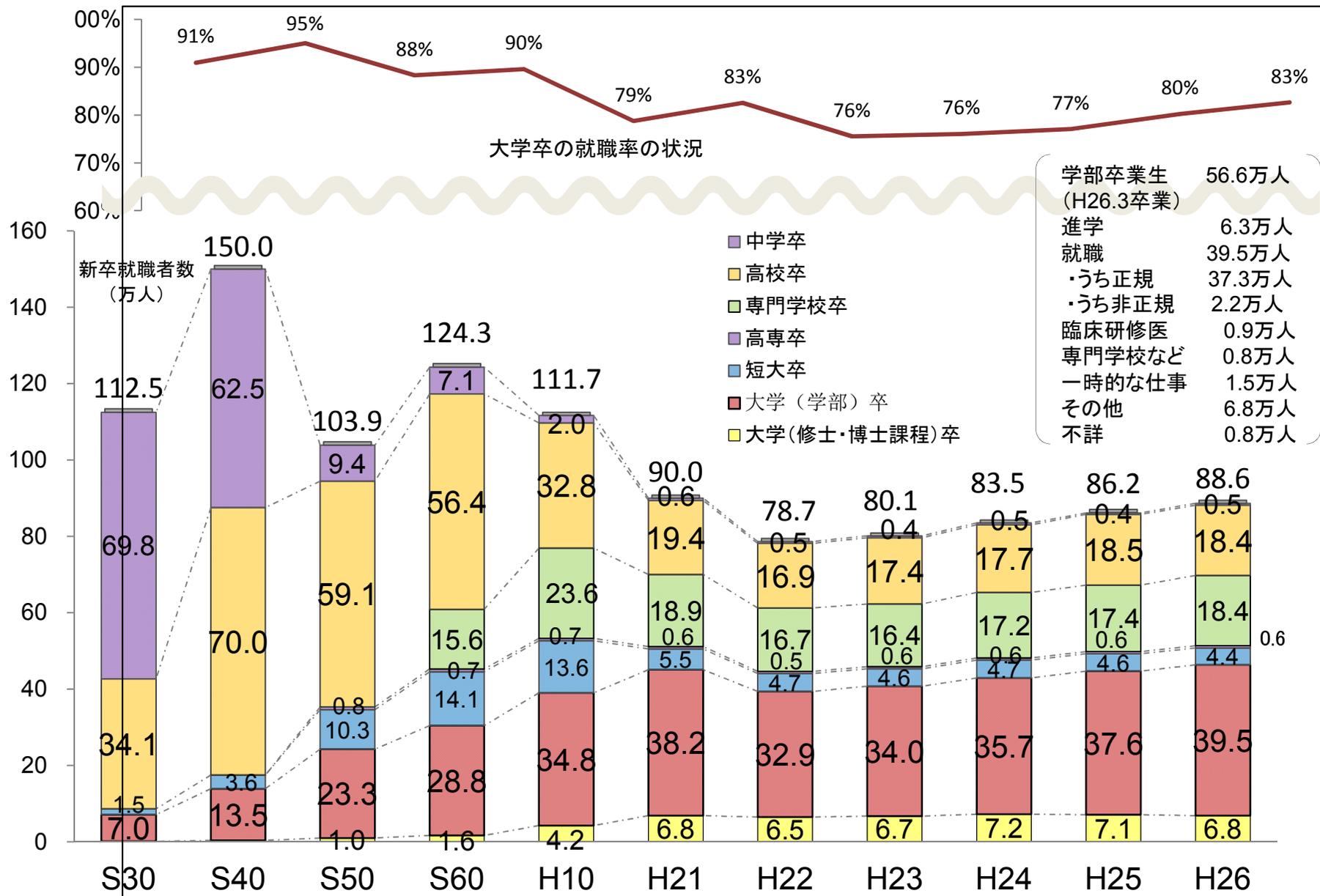


※ 非正規雇用率は、非農林雇用者(役員を除く)に占める割合。なお、15～24歳では在学中の者を除く。

※ 平成23年の非正規雇用率の数値は補完的に推計した値(2010年国勢調査基準)。

出典：総務省統計局「労働力調査特別調査」(2月調査)及び「労働力調査(詳細結果)」(1～3月期調査)

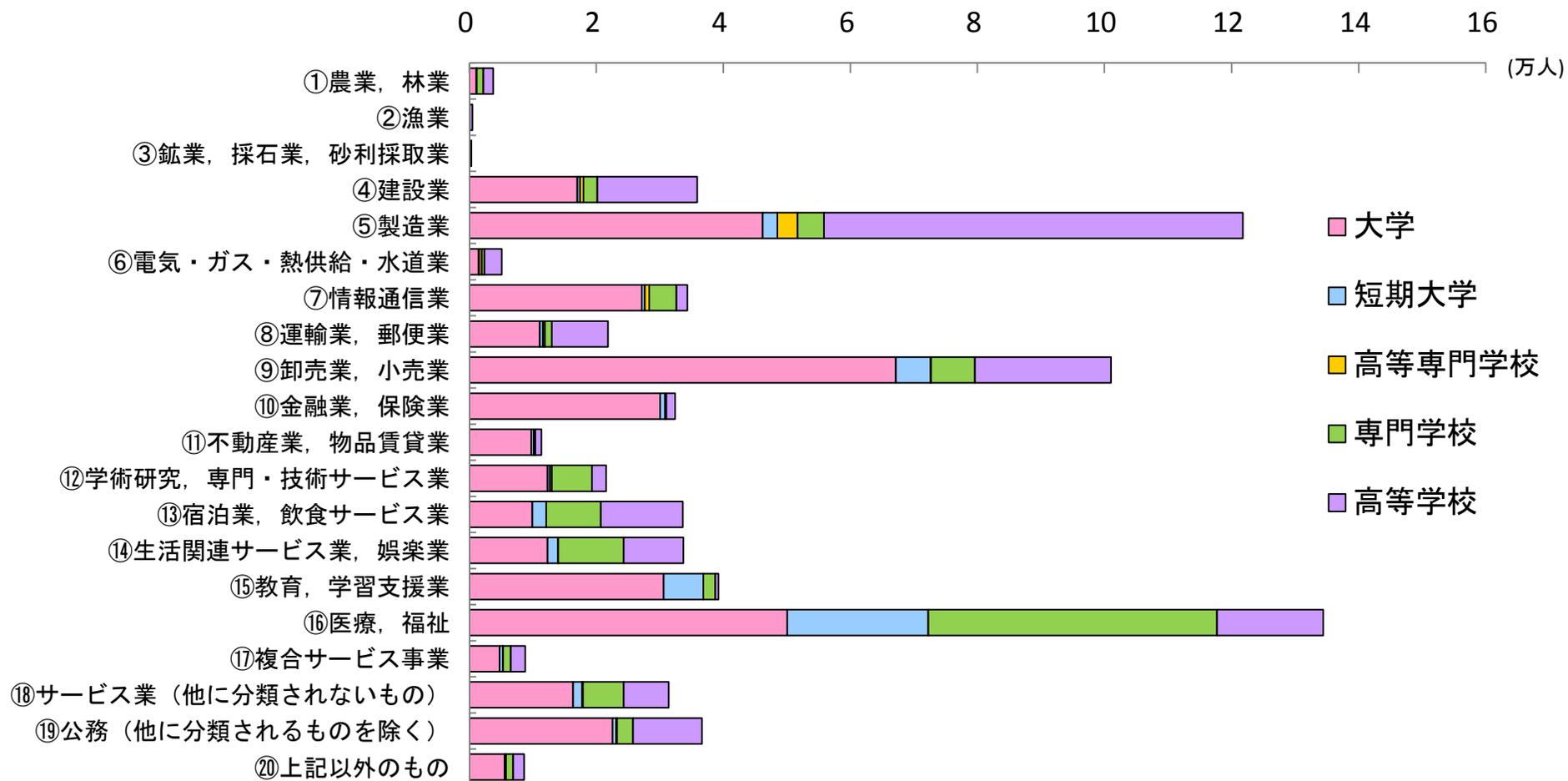
新卒就職者数の推移



※文部科学省「学校基本統計」の各年度の「就職者数」を集計したもの(「一時的な仕事に就いた者」は含まない)。

※折れ線グラフの「就職率」は「就職者数」÷(「就職者数」+「一時的な仕事に就いた者」+「就職も進学もしていない者」の合計)により便宜的に算出したもの。

大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校卒業者の産業別就職者数



【参考:各学校種ごとの産業別就職者数】

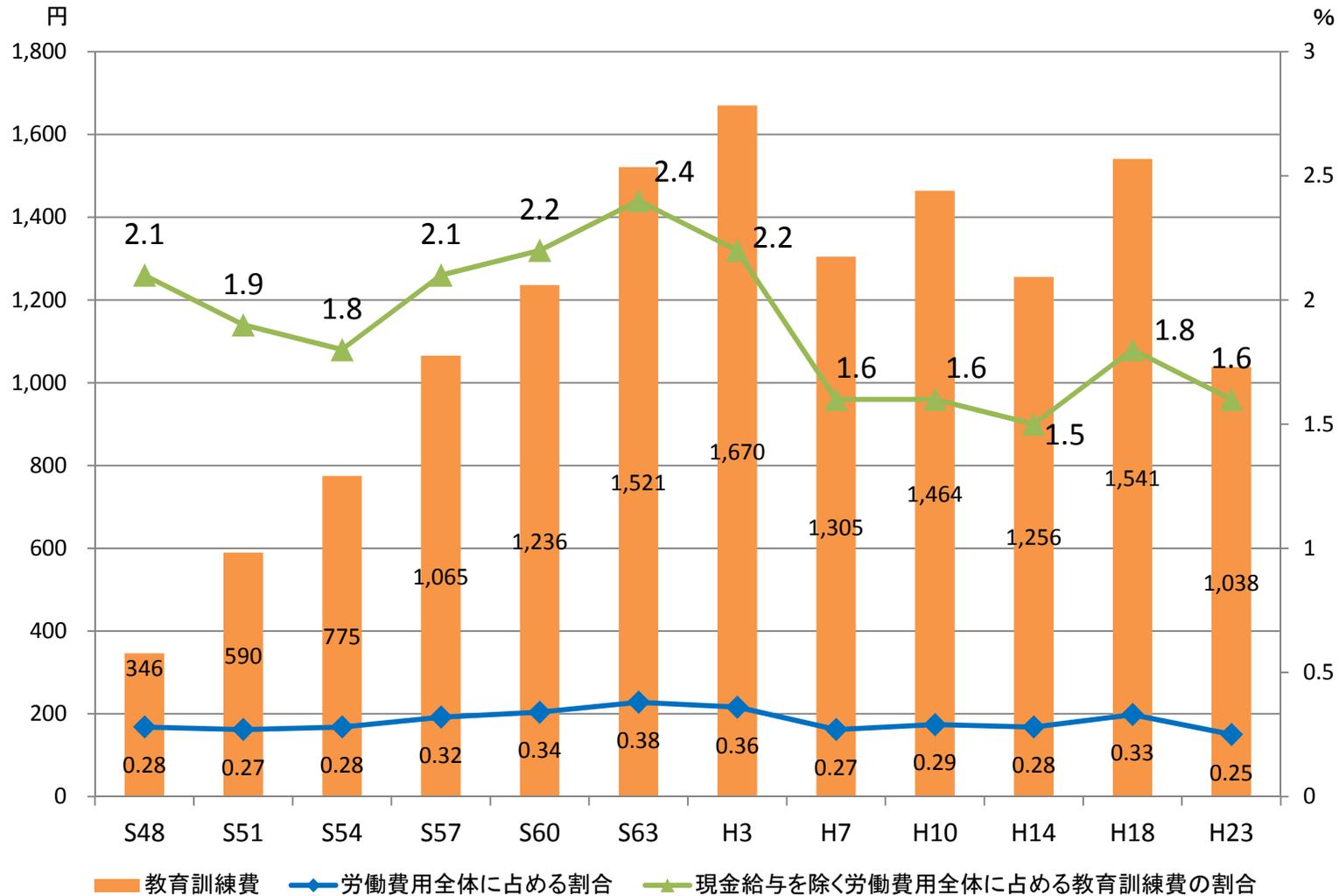
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ | ⑯ | ⑰ | ⑱ | ⑳ | 合計 | |
|-------------|-------|-----|-----|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|---------|
| 大 学 | 1,109 | 85 | 98 | 17,033 | 46,212 | 1,492 | 27,157 | 11,138 | 67,152 | 30,082 | 9,787 | 12,330 | 9,953 | 12,329 | 30,622 | 50,063 | 4,800 | 16,352 | 22,556 | 5,607 | 375,957 |
| 短 期 大 学 | 97 | 6 | 6 | 435 | 2,319 | 90 | 494 | 492 | 5,474 | 757 | 374 | 405 | 2,168 | 1,688 | 6,228 | 22,191 | 478 | 1,436 | 553 | 162 | 45,853 |
| 高 等 専 門 学 校 | 2 | 1 | 8 | 528 | 3,162 | 422 | 689 | 288 | 60 | 4 | 23 | 256 | 10 | 12 | 11 | 11 | 49 | 144 | 153 | 21 | 5,854 |
| 専 門 学 校 | 1,011 | 10 | 13 | 2,170 | 4,158 | 409 | 4,271 | 1,082 | 6,926 | 189 | 217 | 6,335 | 8,593 | 10,284 | 1,880 | 45,438 | 1,246 | 6,382 | 2,540 | 1,128 | 104,282 |
| 高 等 学 校 | 1,572 | 437 | 225 | 15,728 | 65,921 | 2,732 | 1,744 | 8,835 | 21,436 | 1,369 | 981 | 2,247 | 12,913 | 9,388 | 497 | 16,734 | 2,239 | 7,079 | 10,860 | 1,719 | 184,656 |

注:平成25年3月卒業者のデータ

出典:平成25年度学校基本統計(専門学校:平成25年度文部科学省調査)

民間企業における教育訓練費の推移

民間企業における教育訓練費は、低下・横ばい傾向



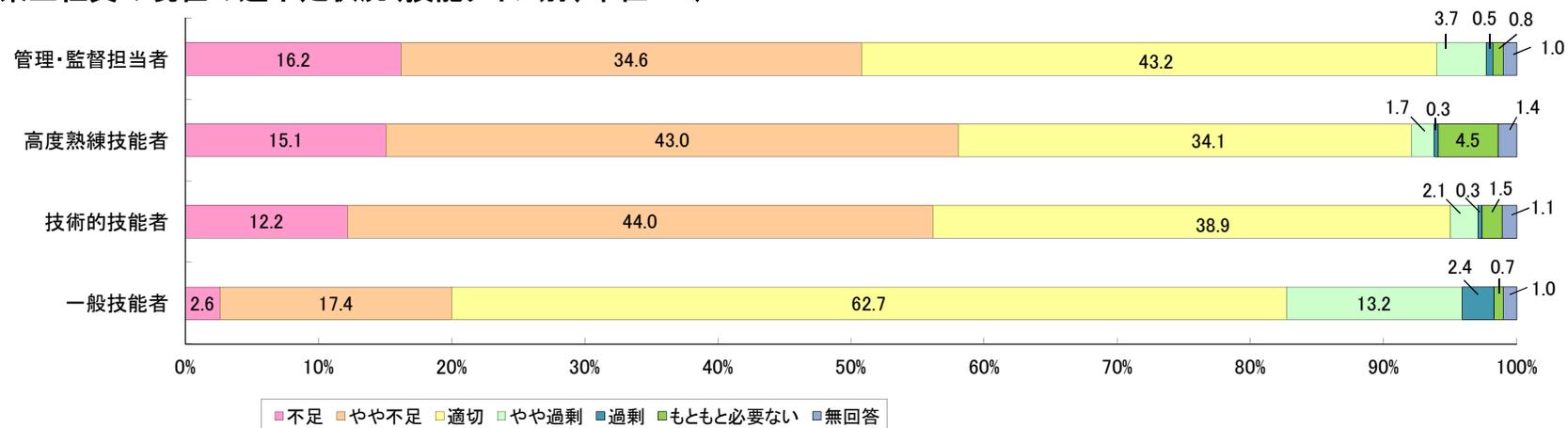
出典：労働省「労働者福祉施設制度等調査報告」、「賃金労働時間制度等総合調査報告」、厚生労働省「就労条件総合調査報告」（抽出調査）

- ・ここでいう教育訓練費とは、労働者の教育訓練施設に関する費用、訓練指導員に対する手当や謝金、委託訓練に要する費用等の合計額をいう。
- ・現金給与以外の労働費用には、退職金等の費用、現物給与の費用、法定福利費、法定外福利費、募集費、教育訓練費、その他の労働費用が含まれる。

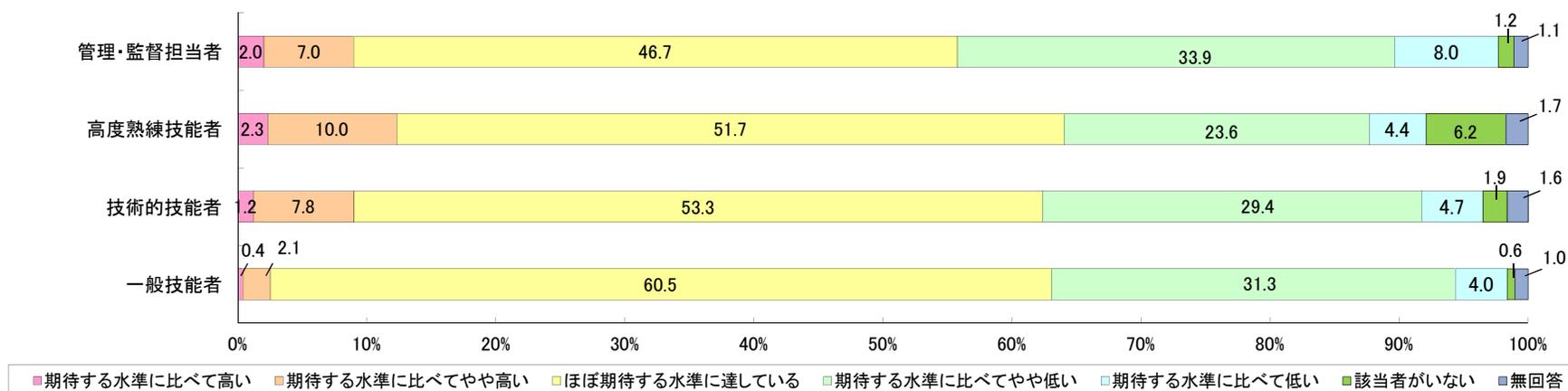
技能者の過不足状況

技能者の過不足状況については、高度熟練技能者で約58%の事業所が「不足・やや不足」と回答。また平均的な能力水準については、管理・監督担当者で約42%の事業所が「期待する水準に比べて低い・やや低い」と回答。

技能系正社員の現在の過不足状況(技能タイプ別、単位:%)



技能系正社員の平均的な能力水準の評価(単位:%)



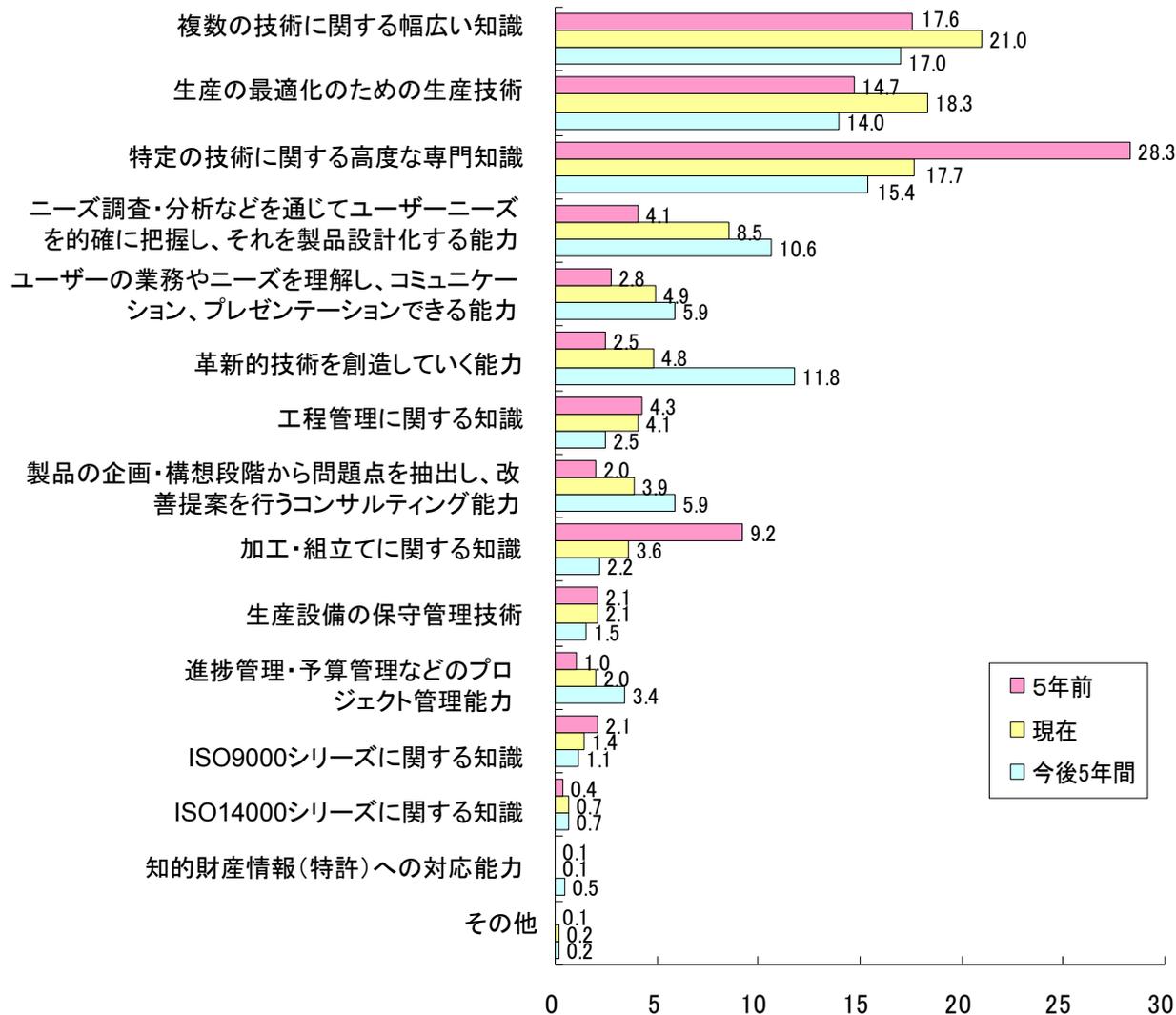
(注)「管理・監督担当者」－製造現場のリーダーとしてラインの監督業務などを担当する技能系正社員
 「高度熟練技能者」－特定の技能分野で高度な熟練技能を発揮する技能系正社員
 「技術者の技能者」－開発・設計・品質管理等に携わる技能系正社員
 「一般技能者」－上記の3者に当てはまらない一般的な技能系正社員

資料:独立行政法人労働政策研究・研修機構
 『『全員参加型社会』の実現に向けた技能者の確保と育成に関する調査(2015.04公表)』

技術者に求められる能力

技術系正社員に求められる知識・能力のうち、5年前や現在と比較して、今後重視されていく傾向にあるのは「革新的技術を創造していく能力」や「ニーズを的確に把握し、それを製品設計化する能力」

技術系正社員に求める知識・能力として最も重要なもの
5年前・現在・今後5年間の比較(単位:%)



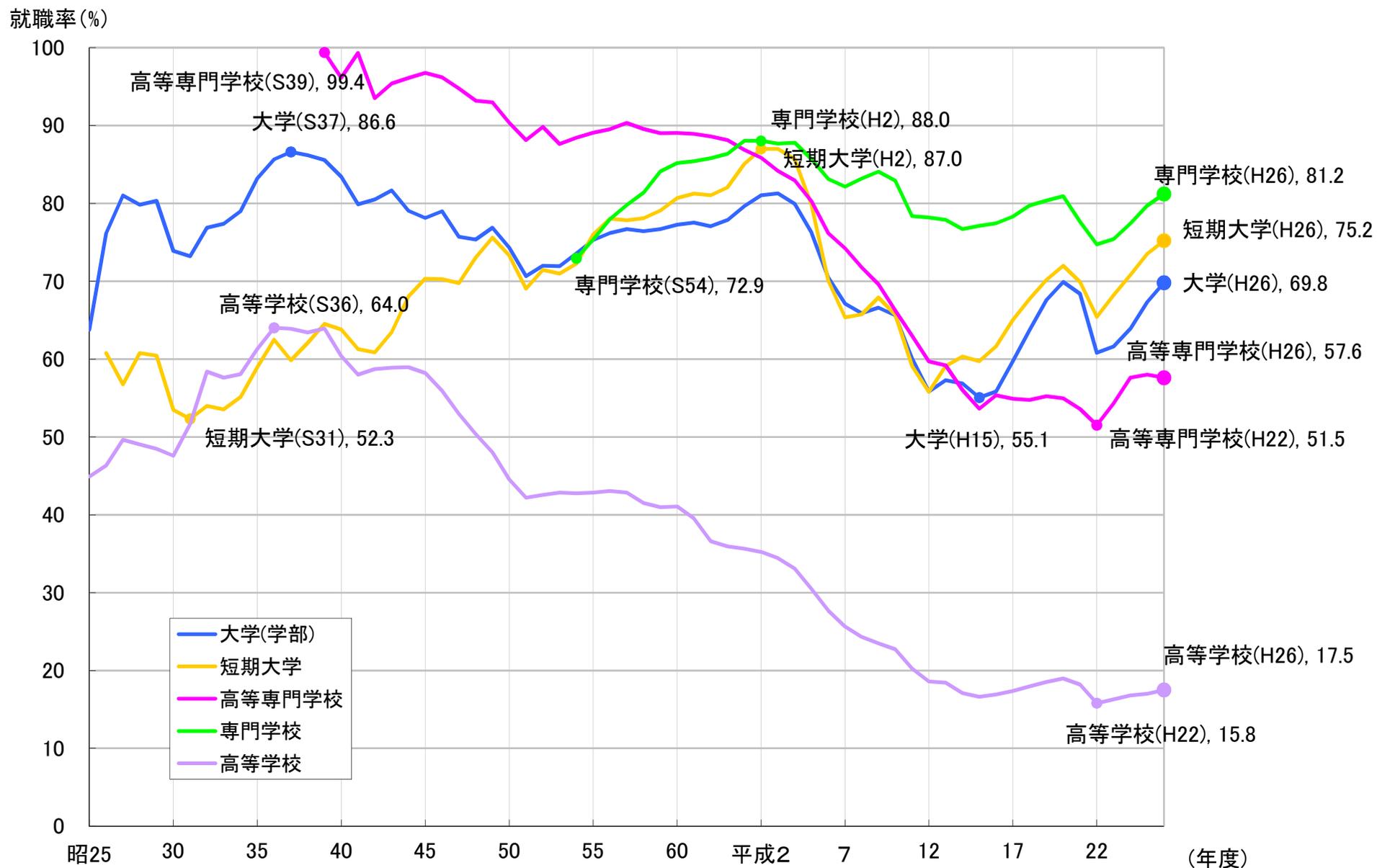
技術系正社員:

以下のいずれかの業務を担当する正社員

- ①基礎研究、基盤技術の先行研究などの「研究業務」
- ②製品開発、技術開発などの「設計・開発」業務
- ③既存の商品の改良・改善などの「生産(開発)」業務
- ④高度な技術的知識を生かした「品質・生産管理」、「エンジニアリング・サービス」、「製品販売先への技術的アフターサービス」などの業務

資料:独立行政法人労働政策研究・研修機構
「ものづくり産業における人材の確保と育成—
機械・金属関連産業の現状—」

卒業者に占める就職者の割合の推移(学校種別)



※ 就職率は、各学校段階卒業後すぐに就職した者の割合を示す。
 ※ 就職者数には、一時的な職に就いた者は含まない。

資料：文部科学省「学校基本調査」

新規採用にあたって重視する点

(公社)経済同友会の調査

○新卒採用の面接段階で重視する能力等

資料:(公社)経済同友会

「企業の採用と教育に関するアンケート調査(2014年調査)」(2014年12月)

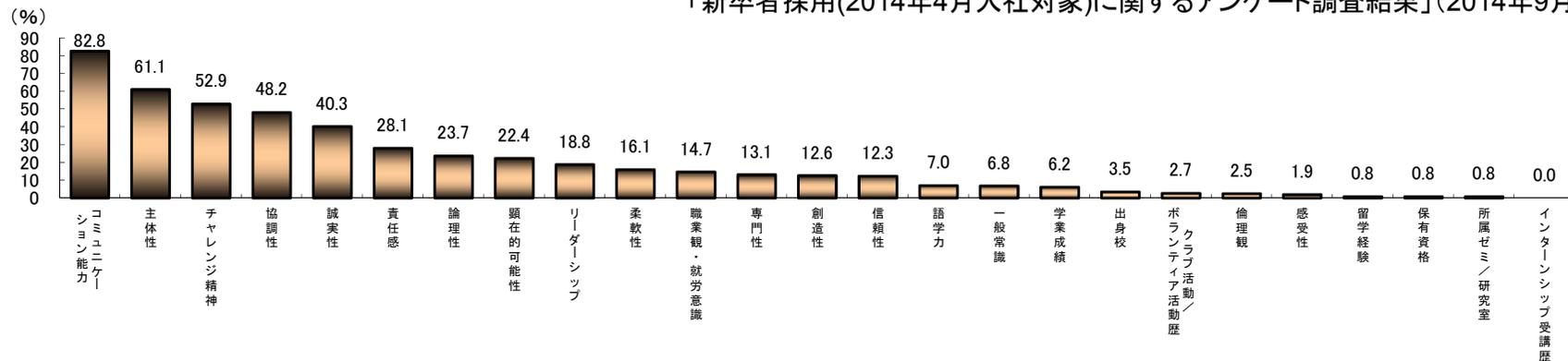
| | 意識・性格的要素 | | | | | | | | 能力的要素 | | | | | | | |
|-----|-------------------|-------|-------------------|-------|-------------------------|-------|-------------------|-------|-------------------|-------|-------------------|-------|-------------------|-------|-------------------|-------|
| | 大学生 | | | | 大学院生 | | | | 大学卒 | | | | 大学院卒 | | | |
| | 文系 | | 理系 | | 文系 | | 理系 | | 文系 | | 理系 | | 文系 | | 理系 | |
| 第1位 | コミュニケーション能力 | 91.9% | コミュニケーション能力 | 91.0% | コミュニケーション能力 | 92.3% | コミュニケーション能力 | 91.1% | 論理的思考力 | 92.4% | 論理的思考力 | 91.0% | 論理的思考力 | 92.8% | 論理的思考力 | 89.7% |
| 第2位 | 行動力・実行力 | 78.2% | 行動力・実行力 | 75.4% | 行動力・実行力 | 79.4% | 行動力・実行力 | 76.8% | 課題発見・解決力 | 85.3% | 課題発見・解決力 | 79.1% | 課題発見・解決力 | 84.5% | 課題発見・解決力 | 78.3% |
| 第3位 | 性格・人格 | 62.6% | 粘り強さ・ストレスコントロール能力 | 63.0% | 性格・人格 | 61.3% | 粘り強さ・ストレスコントロール能力 | 63.5% | 自己PR力・自己分析力 | 72.0% | 自己PR力・自己分析力 | 57.3% | 自己PR力・自己分析力 | 67.0% | 学生時代に学んだ専門知識・研究内容 | 58.1% |
| 第4位 | 粘り強さ・ストレスコントロール能力 | 61.1% | 性格・人格 | 61.6% | 粘り強さ・ストレスコントロール能力(同率3位) | 61.3% | 性格・人格 | 59.1% | 学生時代に学んだ専門知識・研究内容 | 20.4% | 学生時代に学んだ専門知識・研究内容 | 51.2% | 学生時代に学んだ専門知識・研究内容 | 25.3% | 自己PR力・自己分析力 | 54.2% |
| 第5位 | 柔軟性 | 54.0% | 柔軟性 | 53.6% | 柔軟性 | 55.2% | 柔軟性 | 53.7% | 語学力 | 13.7% | 学業成績 | 10.0% | 語学力 | 14.9% | 学業成績 | 8.4% |

(一社)日本経済団体連合会の調査

○新卒者採用の選考に当たっての重視点

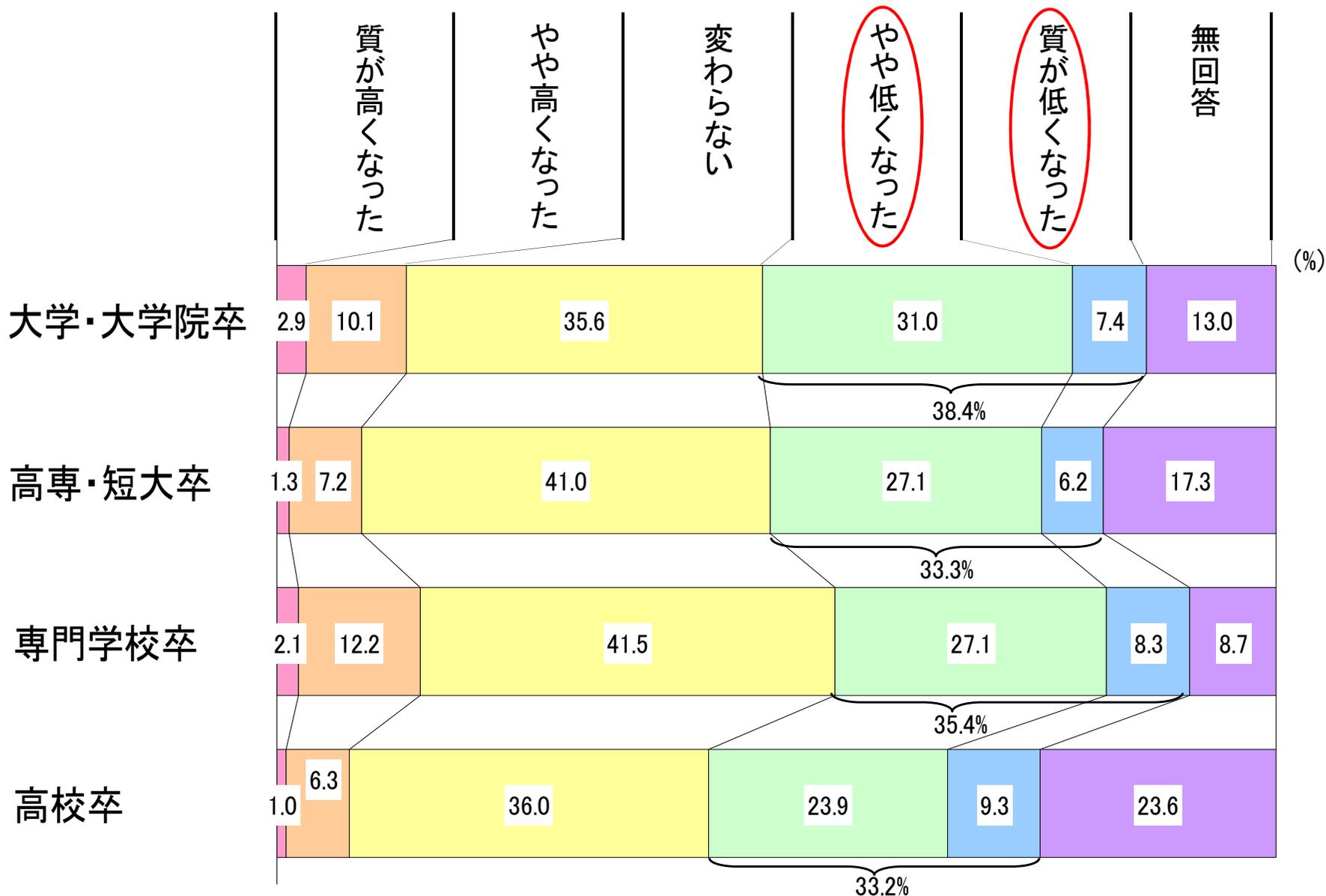
資料:(一社)日本経済団体連合会

「新卒者採用(2014年4月入社対象)に関するアンケート調査結果」(2014年9月)



企業の人材水準への評価(学歴別)

約3分の1の企業が、10年前と比べて人材の質が低くなったと評価

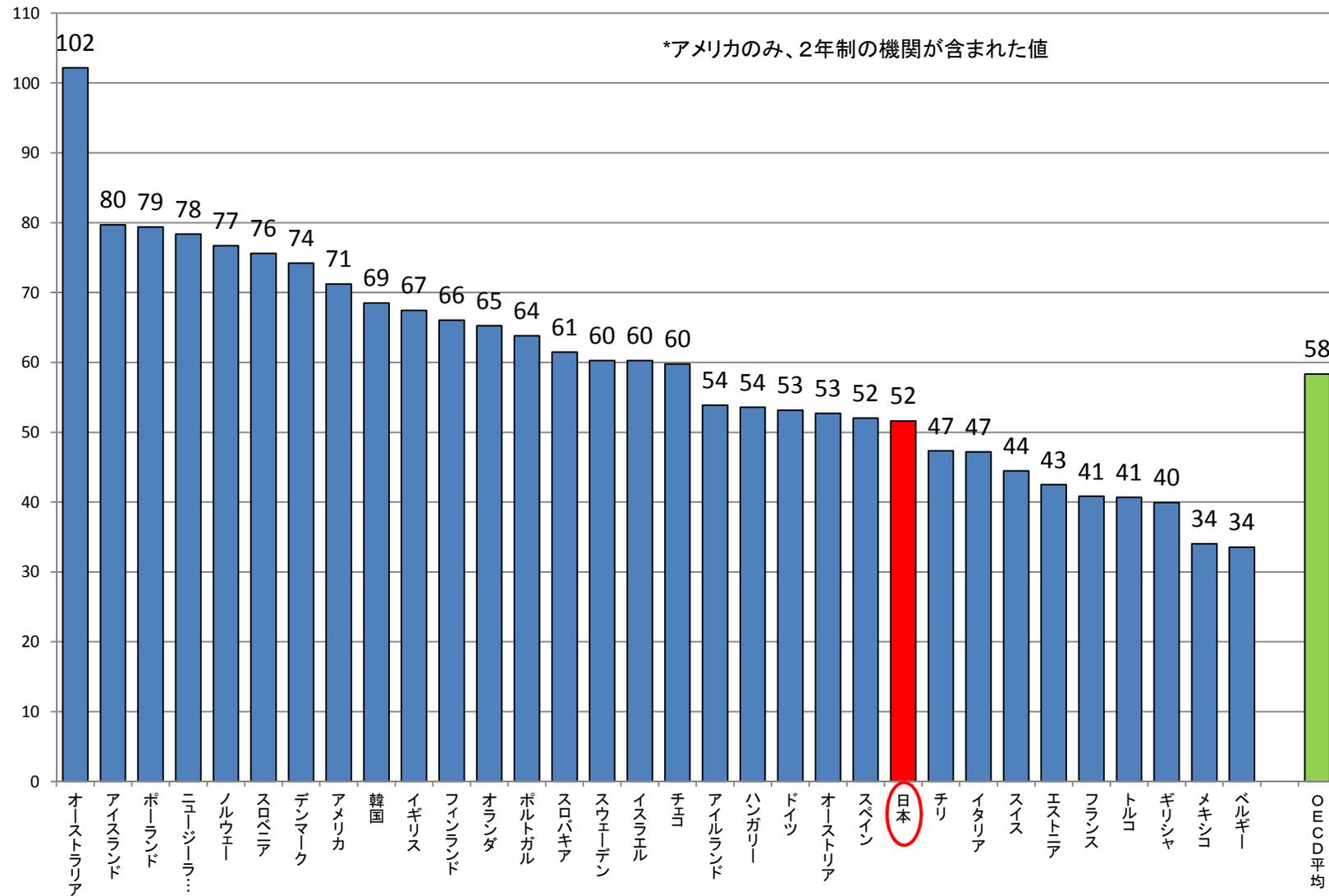


資料: 文部科学省「専門学校教育の評価に関する現状調査」(平成20年3月) 20

大学進学率の国際比較

我が国の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均と比べて高いとは言えない。

(2012年)

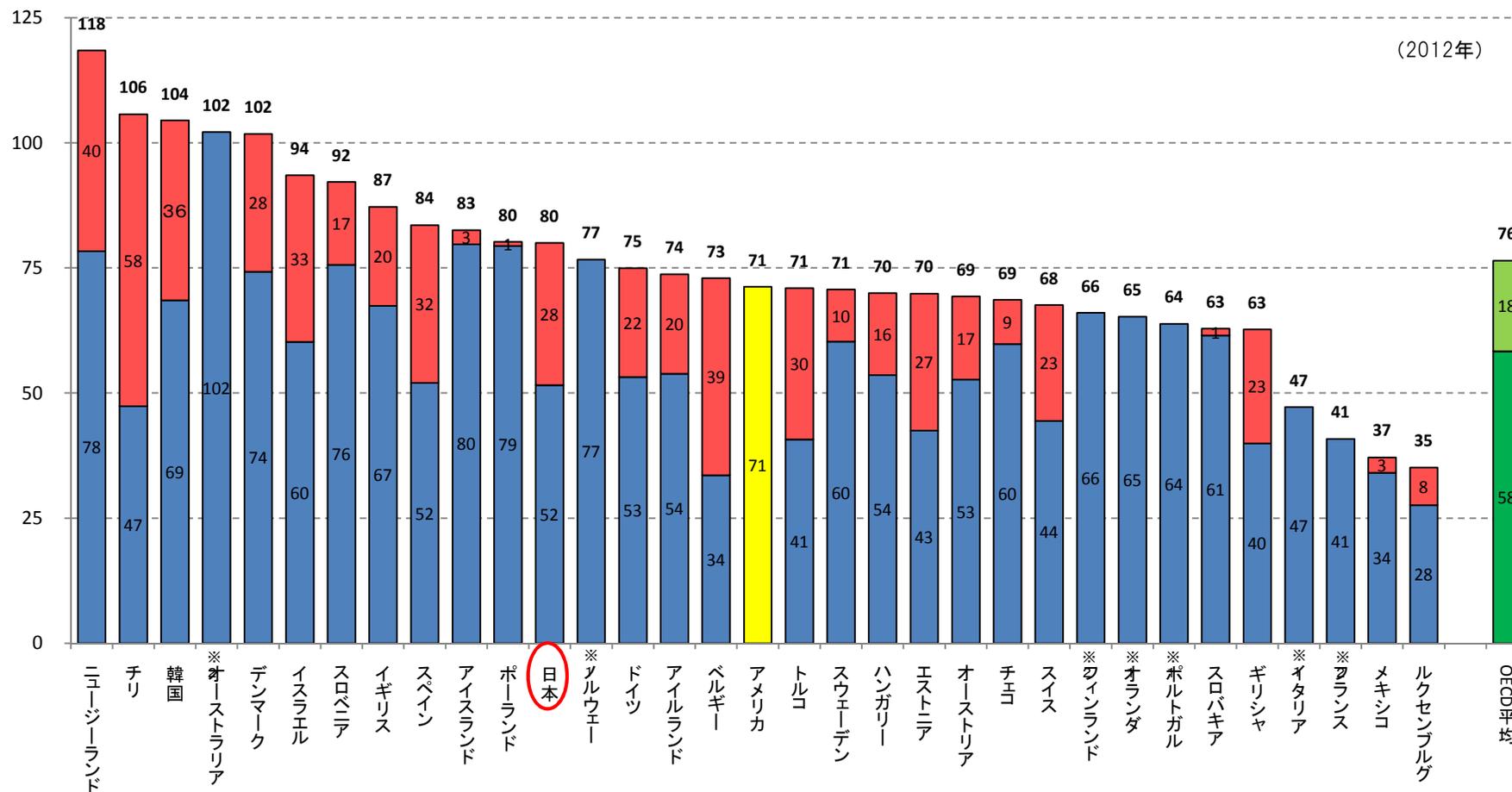


注:このデータには定義上、留学生の入学者が含まれている。

高等教育進学率の国際比較

- ・日本の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均に比べると高いとは言えない。(日本:1995年 31% → 2000年 40% → 2012年 52% OECD:58%)
- ・非大学型高等教育(短大、高専、専門学校)進学率も合わせると、日本の高等教育進学率はOECD平均より少し上。(日本:80% OECD:76%)

■ 非大学型高等教育機関: 大学型高等教育よりも修業年限が短く、就職に直接結びつく、実践的、技術的及び職業技能に焦点を絞ったプログラム。通算教育年数はフルタイムで2年以上。
 ■ 大学型高等教育機関: 主として理論中心・研究準備型プログラムで、博士課程へ進学したり、高い技能を要求される専門的職業に従事するのに十分な資格・技能を修得するもの。
 通算教育年数はフルタイムで3年以上(一般的には4年以上。)



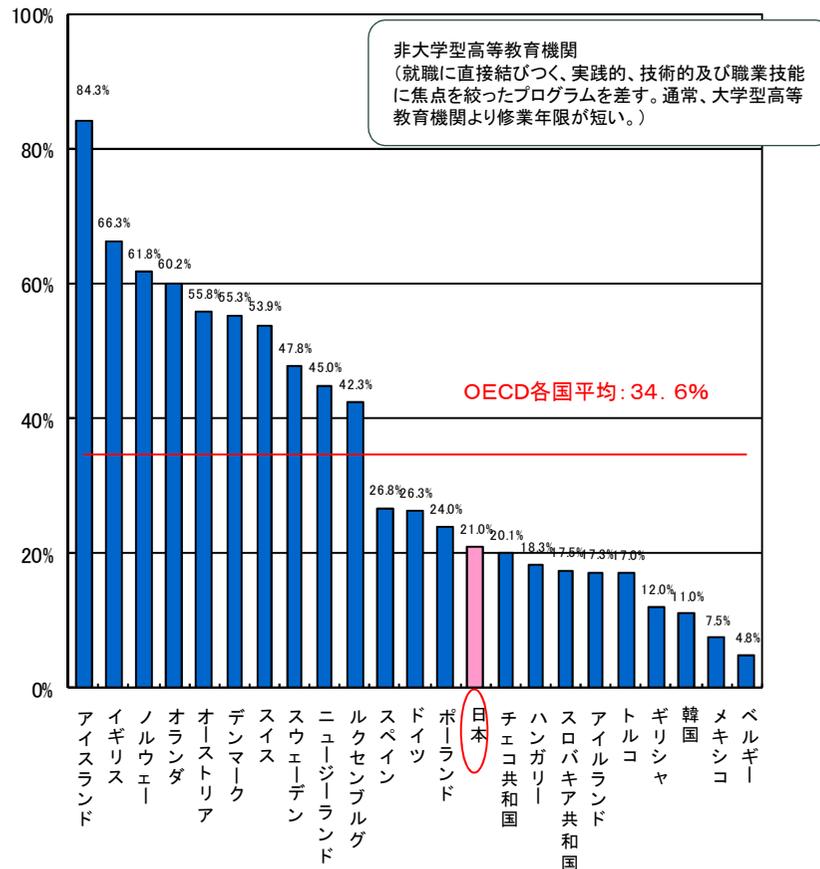
- (注) ・このデータには定義上、留学生の入学者が含まれている。
 ・アメリカのデータは、「大学型」と「非大学型」を合計した数値。
 ・※1は、「非大学型」について、0または無視できる程度の数値である国。
 ・※2は、「非大学型」について、分類に当てはまらないまたはデータが得られない国。

高等教育機関への進学における25歳以上の入学者の割合（国際比較）

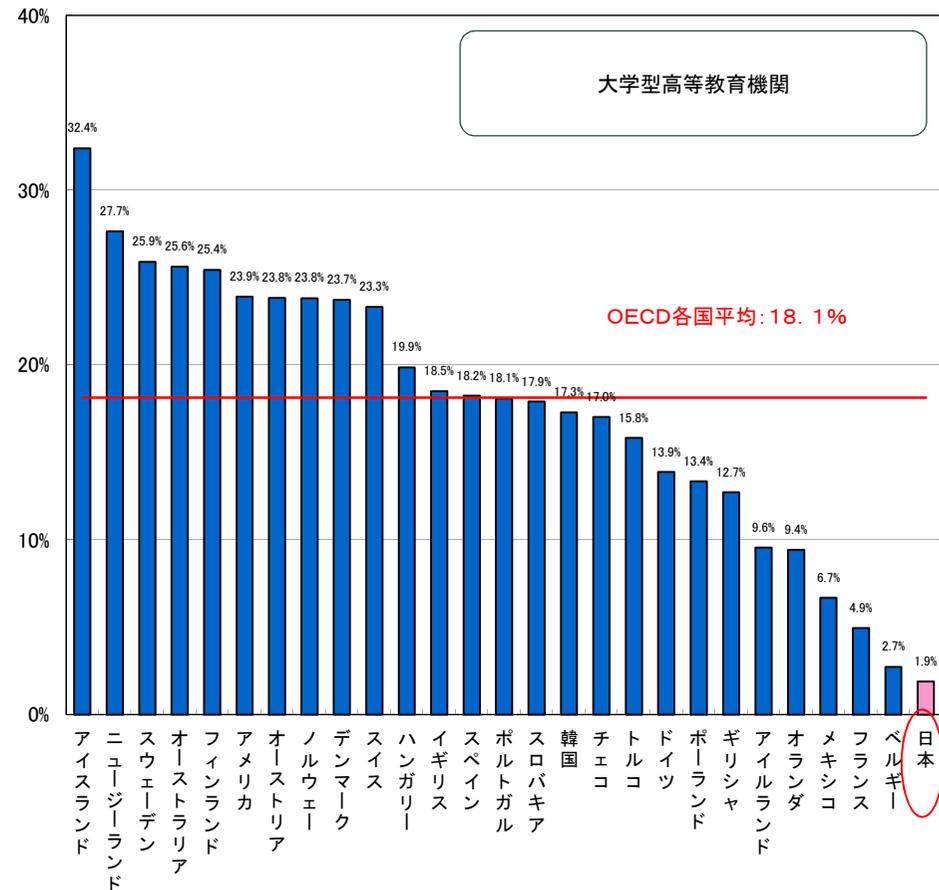
就業を目的とする高等教育機関への入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均約3.5割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本人の社会人学生比率は約21%と低い。

大学入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均約2割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本人の社会人学生比率は1.9%と低い。

25歳以上の入学者の割合の国際比較（2012年）



出典: 非大学型高等教育機関
「OECD Stat Extracts (2012)」(日本の数値は「学校基本統計」及び文部科学省調べによる社会人入学生数(短期大学及び専修学校(専門課程))



出典: 大学型高等教育機関
「OECD Stat Extracts (2012)」(日本の数値は「学校基本統計」と文部科学省調べによる社会人入学生数(4年制大学))

国際教育標準分類(ISCED*)における高等教育プログラム(準学士・学士・修士レベル相当)の分類

※学校教育におけるプログラムを、教育段階及び分野(普通または職業プログラム)ごとに整理し、各国間で比較可能とする分類。

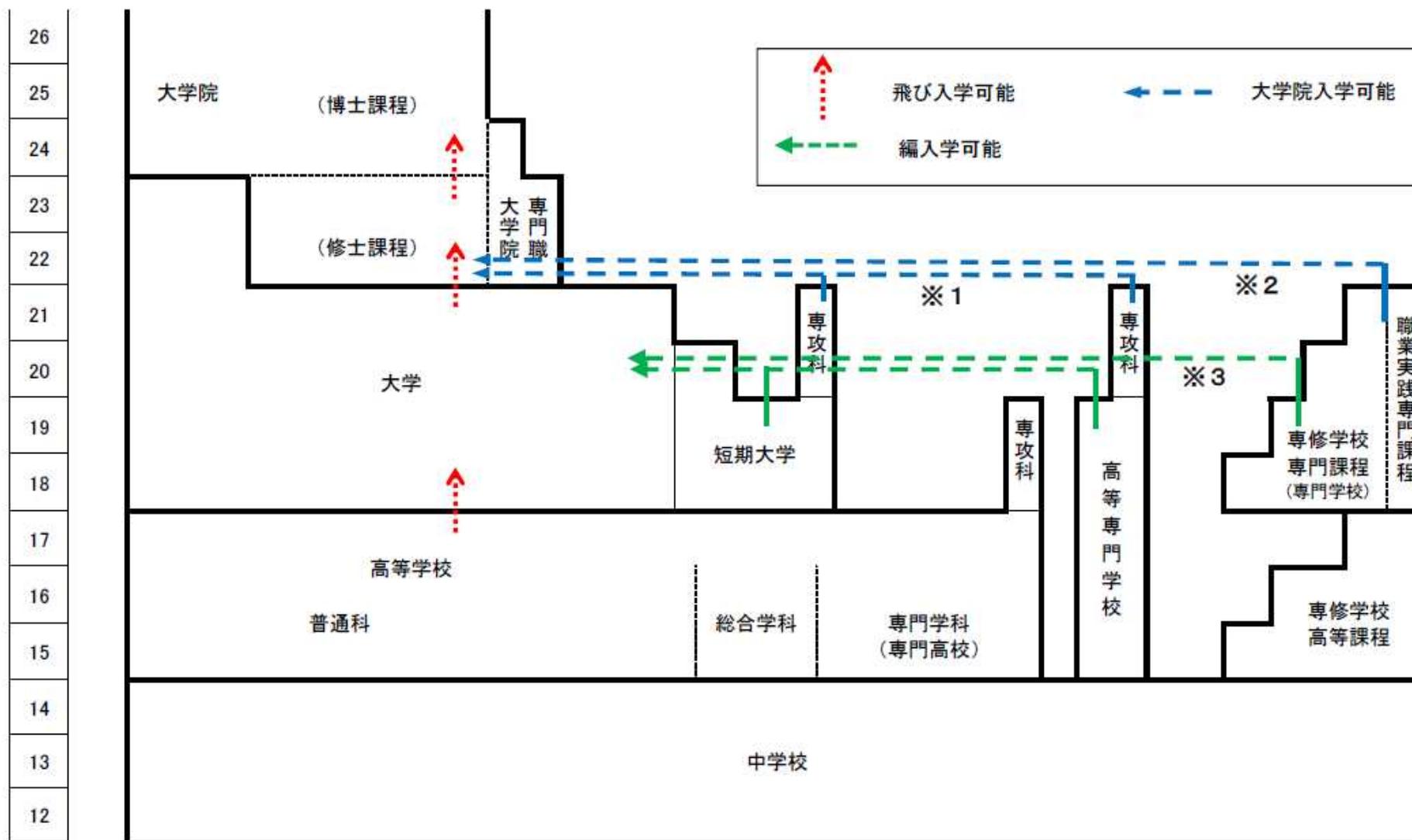
ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)が決定するもので1970年代から作成され、最新のものは2011年にユネスコ総会で採択された。

| ISCED 1997 | ISCED 2011 |
|--|--|
| <p>level 5A: 大学型高等教育</p> <p>主として理論中心・研究準備型プログラムで、上級研究学位プログラムへ進学したり、医学や歯学、建築学といった高い技術を要求される専門的職業に従事するのに十分な資格・技能を修得できるようになっている。通算教育年数は、理論上の期間ではフルタイム就学で3年以上となっているが、一般的には4年以上であることが多い。</p> | <p>Level 7(academic(74), professional(75)) → 修士又は同等レベル</p> <p>高度な学問的及び(又は)専門職的な知識、技能及び諸能力を提供し、第二学位(second degree)又は同等資格に導くために設計されており、主として理論中心のプログラムであるが、実体を伴う基礎的研究要素も含まれる。通算教育年数は、一般的には、フルタイム就学で1~4年である。医学部、歯学部などの4年を超えるプログラムもここに含まれる。</p> |
| <p>Level 5B: 非大学型高等教育</p> <p>通常、大学型高等教育よりも修業年限が短く、就職に直接結びつく、実践的、技術的な学習内容や職業技能を中心とする。通算教育年数は、フルタイム就学で2年以上である。</p> | <p>Level 6(academic(64), professional(65)) → 学士又は同等レベル</p> <p>中程度の学問的及び(又は)専門的な知識、技能及び諸能力を提供し、第一学位(first degree)又は同等資格に導くために設計されており、主として理論中心のプログラムである。通算教育年数は、一般的には、フルタイム就学で3~4年である。</p> |
| | <p>Level 5(general edu(54), vocational edu(55)) → 短期高等教育</p> <p>専門的な知識、技能及び諸能力を提供するために設計されており、一般的には、就職に直接結びつく、実践中心で、職業技能を中心とする。通算教育年数は、フルタイム就学で最低2年であり、一般的には3年未満であることが多い。</p> |

| 国 | 学校種名 | ISCED1997 分類 | 修業年限 | 通常の在学年齢 | 学校数 | 学生数(千人) |
|------------------|------------------------|--------------|------|---------|-------|---------|
| 日本 (2014年度) | 大学 | 5 A | 4~6 | 18~21 | 781 | 2,552 |
| | 短期大学 | 5 B | 2~3 | 18~19 | 359 | 134 |
| | 高等専門学校 | 5 B | 5 | 15~19 | 57 | 54 |
| | 専修学校専門課程(専門学校) | 5 B | 1~ | 18~ | 2,814 | 589 |
| アメリカ (2010年度) | 総合大学 | 5 A | 4~ | 18~ | 2,870 | 13,494 |
| | その他の4年制大学(リベラルアーツカレッジ) | 5 A | 4 | 18~21 | | |
| | 2年制大学 | 5 A / 5 B | 標準2 | 18~19 | 1,729 | 7,500 |
| イギリス(2011年度) | 大学 | プログラムによる | 3 | 18~20 | 163 | 1,412.0 |
| フランス (2011年度) | 大学 | 5 A | 3~ | 18~ | 86 | 1,319 |
| | 大学技術短期大学部 | 5 B | 2 | 18~19 | 106 | 111 |
| | グランゼコール | 5 A | 3~5 | 18~22 | 800 | 413 |
| | リセ付設 グランゼコール準備級 | 5 B | 標準2 | 18~19 | 449 | 80 |
| | リセ付設 中級技術者養成課程 | 5 B | 2 | 18~19 | 2,286 | 246 |
| ドイツ (2011年度) | 総合大学 | 5 A | 3~ | 19(18)~ | 108 | 1,546 |
| | 専門大学 | 5 A | 3~ | 18~ | 239 | 776 |

※ 各国の高等教育機関の一部抜粋であり、これら以外の高等教育機関も存在する。また、各国間の制度の違いや、データの採取の条件の違いのため、比較可能性は不完全である。 25

高等教育、職業教育に関する主な学校体系



- ※1 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- ※2 文部科学大臣が指定する専門学校（修業年限が4年以上等）を修了した者
- ※3 修業年限が2年以上で総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上の専門学校を修了した者

各学校種における設置基準等の比較

| | 専門職大学院 | 大学 | 短期大学 | 高等専門学校 | 専修学校(専門課程) | 職業実践専門課程 |
|-------|--|--|---|---|--|--|
| 目的 | <p>学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと。</p> | <p>学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること。</p> | <p>深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成すること。</p> | <p>深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること。</p> | <p>職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること。 ①修業年限が1年以上 ②授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。 ③教育を受ける者が常時40人以上であること。</p> | <p>職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの</p> |
| | <p>目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p> | <p>目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p> | | <p>目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p> | — | |
| 修業年限 | <p>・2年または1年以上2年未満の期間(後者は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合) (法科大学院は3年、教職大学院は2年) ※教育上の必要があると認められるときは特例がある。</p> | <p>・4年 (医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものまたは獣医学を履修する課程は6年)</p> | <p>・2年または3年</p> | <p>・5年 (商船に関する学科は5年6ヶ月)</p> | <p>・1年以上</p> | <p>・2年以上</p> |
| 学位・称号 | <p>【学位】 修士(専門職)等</p> | <p>【学位】 学士</p> | <p>【学位】 短期大学士</p> | <p>【称号】 準学士</p> | <p>【称号】 ・専門士:2年以上、 1,700時間以上等 ・高度専門士:4年以上、 3,400時間以上等</p> | |
| 教育課程 | <p>・体系的に教育課程を編成するものとする ・事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮</p> | <p>・体系的に教育課程を編成するものとする ・専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮</p> | | <p>・体系的に教育課程を編成するものとする</p> | <p>・高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度においてふさわしい授業科目を開設 ・豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮</p> | <p>・教育課程編成委員会(専攻分野に関する企業の役員等による組織)を設置して教育課程を編成 ・企業等と連携した実習・演習等を実施</p> |

| | 専門職大学院 | 大学 | 短期大学 | 高等専門学校 | 専修学校(専門課程) | 職業実践専門課程 |
|----|----------------------|--|---|---|---|----------|
| 単位 | <p>大学設置基準の規程を準用。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて大学が定める時間の授業を1単位とする。 <ul style="list-style-type: none"> -講義及び演習: 15～30時間 -実験、実習及び実技: 30～45時間 (ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間。) -一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、大学が定める時間。 <ul style="list-style-type: none"> 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。 単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて短期大学が定める時間の授業を1単位とする。 <ul style="list-style-type: none"> -講義及び演習: 15～30時間 -実験、実習及び実技: 30～45時間 (ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間。) -一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、短期大学が定める時間。 <ul style="list-style-type: none"> 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> 各授業科目の単位数は、30単位時間(1単位時間は、標準50分とする。)の履修を1単位として計算するものとする。 前項の規定にかかわらず、高等専門学校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて高等専門学校が定める時間の授業を1単位とする。 <ul style="list-style-type: none"> -講義及び演習: 15～30時間 -実験、実習及び実技: 30～45時間 -一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、高等専門学校が定める時間。 <ul style="list-style-type: none"> 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> 単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。 専門課程における授業科目について単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて専修学校が定める時間の授業を1単位とする。 <ul style="list-style-type: none"> -講義及び演習: 15～30時間 -実験、実習及び実技: 30～45時間 (ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間。) -一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、専修学校が定める時間。 <ul style="list-style-type: none"> 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 <p>※時間制による学科における各授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、単位制の場合と同様に、45時間の学修を1単位とすることを標準としている。</p> | |

| | 専門職大学院 | 大学 | 短期大学 | 高等専門学校 | 専修学校(専門課程) | 職業実践 専門課程 |
|------|---|--|------|---|--|--------------|
| 教員組織 | <p>[教員組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置く | <p>[教員組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置く <p>[授業科目の担当]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認める授業科目については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させる ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させる | | <p>[教員組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等専門学校には、学科の種類及び学級数に応じ、各授業科目を教授するために必要な相当数の教員(助手を除く。次項及び第三項において同じ。)を置かなければならない。 ・専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数は、一般科目を担当する専任教員数と専門科目を担当する専任教員数との合計数の二分の一を下つてはならない。 ・高等専門学校は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。 ※ 一学級の学生の数は、四十人を標準とする。 | <p>[教育上の基本組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。 ・課程の目的に応じた分野の区分ごとに基本組織を置く ・基本組織には教育上必要な教員組織その他を備えなければならない ・必置教員数の半数以上は、専任の教員でなければならない。 <p>※ 一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。</p> | |

| | 専門職大学院 | 大学 | 短期大学 | 高等専門学校 | 専修学校(専門課程) | 職業実践 専門課程 |
|----------------|--|--|--|---|--|--------------|
| 教員資格 (主なもの) | <p>【教員】 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者</p> <p>二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</p> <p>三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> | <p>【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者</p> <p>三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者</p> <p>四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者</p> <p>六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p> | <p>【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者</p> <p>三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者</p> <p>四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実的な技術の修得を主とする分野にあつては実際的な技術に秀でていと認められる者</p> <p>五 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者</p> <p>七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p> | <p>【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者</p> <p>二 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者</p> <p>三 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者</p> <p>五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p> <p>六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者</p> | <p>【教員】 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。</p> <p>一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等(以下「学校、研究所等」という。)においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</p> <p>二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者</p> <p>三 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者</p> <p>四 修士の学位又は学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位を有する者</p> <p>五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者</p> <p>六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者</p> | |

| | 専門職大学院 | 大学 | 短期大学 | 高等専門学校 | 専修学校(専門課程) | 職業実践 専門課程 |
|---------------------------------------|--|---|--|-------------------------------|---|--------------|
| 教員数(注1) (収容定員200 人のケース) (注2) | 13人(人文社会科学系) ～19人(自然科学系) 以上 ※医学、歯学は除く。 専任教員の数を合計した数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。(法科大学院はおおむね2割以上、教職大学院はおおむね4割以上) | 17人(文学、教育学・保育学関係:うち3人は兼任可)～21人(理学、工学、農学関係等:うち1人は兼任可) 以上 ※医学、歯学、獣医学、薬学の一部は除く。 | 8人(文学、家政関係)～10人(教育学、保育学、体育関係等) 以上 | 18人以上 (一般科目担当10人、専門科目担当8人) | 6人以上 | |
| 校地 (収容定員200 人のケース) | 専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められる校地・校舎 | 2,000㎡ | 2,000㎡ | 2,000㎡ | 校舎等を保有するに必要な面積の校地 | |
| 校舎 (収容定員200 人のケース) (注2) | | 2,644㎡～5,289㎡以上 ※医学、歯学は除く。 ※体育館、講堂、附属施設等の面積を含まない。 | 1,900㎡～2,500㎡ 以上 ※講堂、附属施設等の面積を含まない。 | 3,306㎡ 以上 | 600㎡(商業実務、服飾・家政、文化・教養)～740㎡(工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉) 以上 | |
| 運動場、 図書館、 研究室、 保健室等の 設備 | △ (専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする) | | ○ | | △ (専修学校は、校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室(講義室、演習室、実習室等)、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならないとともに、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。また、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。) | |

(注1)教員数は専任教員の数を示す。ただし専修学校は、半数以上が専任教員。

(注2)高等専門学校については、入学定員40人のケース。

| | 専門職大学院 | 大学 | 短期大学 | 高等専門学校 | 専修学校(専門課程) | 職業実践 専門課程 | |
|----------------|---|------|------|--------|---|---|---|
| 自己評価・ 第三者評価 | <ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価(義務) 認証評価(機関別)(義務) 認証評価(分野別)(義務) | | | | <ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価(義務) 認証評価(機関別)(義務) | <ul style="list-style-type: none"> 自己評価(義務) 学校関係者評価(努力義務) | <ul style="list-style-type: none"> 企業等が参加する 学校関係者評価も 義務。 |
| 所轄庁 | 文部科学大臣 | | | | 都道府県(国立を除く) | (文部科学大臣認定) | |
| 学校数 | 122校 | 781校 | 352校 | 57校 | 2,814校 | 673校 | |
| 設置認可 | 文部科学大臣による設置認可 | | | | 都道府県による設置認可 (国立を除く) | 文部科学大臣 認定 | |
| 設置者の要件 | <ul style="list-style-type: none"> 国 地方公共団体 学校法人 | | | | <ul style="list-style-type: none"> 国 地方公共団体 経営に必要な経済的基礎を有すること 設置者(法人の場合は経営担当役員)が経営に必要な知識又は経験を有すること 設置者が社会的信望を有すること | | |

アメリカ・イギリス・ドイツ・フィンランド・韓国的高等教育機関について

| 国名 | アメリカ合衆国 (学校数, 学生数は2010年, 教員数は2009年) | |
|-----------------|---|--|
| 機関種 | 2年制大学 | 4年制大学 |
| 導入年 | 1901年 | 1636年 |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・州や地方政府が設けるものはコミュニティカレッジと呼ばれ, 地域の学習拠点として幅広い年齢層の学習ニーズに対応した多様なプログラムを提供 ・営利私立のものは, 労働需要に即した職業教育プログラム提供機関として近年, 増大 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合大学, 総合大学以外の4年制大学(リベラルアーツカレッジ), 専門大学に大別され, 広域の教育・研究拠点として機能 |
| 主に学位に関する役割・権限 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティカレッジ: 4年制大学への編入学を目指す課程, 職業技術教育課程, その他の課程(成人学習者, 移民等を対象とするもの)の提供と学位・修了証の授与 ・営利私立の2年制大学: 労働需要に即した職業教育課程と学位・修了証の授与 ・通常, 大学理事会に大学運営の権限を認めた州法に基づき, 各大学が学位等を授与 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合大学: 教養学部と大学院及び職業専門学部(大学院)から構成。大学院教育と研究に重点 ・リベラルアーツカレッジ: 教養学部において学士号取得課程を提供 ・専門大学: ロースクールやメディカルスクールなど, 大学院レベルのものを含む特定分野の専門教育を提供。 ・通常, 大学理事会に大学運営の権限を認めた州法に基づき, 各大学が学位等を授与 |
| 初等教育から入学までの通算年限 | 12年 | 12年 |
| 入学資格・要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ハイスクールの修了(コミュニティカレッジの場合, 原則的に希望者全入) | <ul style="list-style-type: none"> ・ハイスクールの修了 ・大学が定める要件(通常, ハイスクールで取得すべき単位の種類・数・成績, SATやACTなど共通試験の成績等) |
| 取得学位(学位か非学位か) | <ul style="list-style-type: none"> ・準学士(Associate)(学位) ・修了証(非学位) | <ul style="list-style-type: none"> ・学士(Bachelor)(学位) ・修士(Master)(学位) ・博士(Doctor)(学位) |
| 標準学修期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・準学士: 2年 ・修了証: 2年未満 | <ul style="list-style-type: none"> ・学士: 4年 ・修士: 1~2年 ・職業専門学位: 1~4年 ・博士: 3年以上 |
| 学校数 | <ul style="list-style-type: none"> ・州立: 978校 ・私立: 751校 | <ul style="list-style-type: none"> ・州立: 678校 ・私立: 2,192校 |
| 学生数 | <ul style="list-style-type: none"> ・州立: 7,062千人 ・私立: 438千人 | <ul style="list-style-type: none"> ・州立: 8,048千人 ・私立: 5,446千人 |
| 教養教育の有無 | あり | あり |
| 教員数 | 729千人 | |
| 教員資格 | <ul style="list-style-type: none"> ・上級学位につながる課程の教員: 修士以上の学位 ・職業・技術教育課程の教員: 学士又は準学士取得と数年の実務経験 | <ul style="list-style-type: none"> ・博士の取得 |

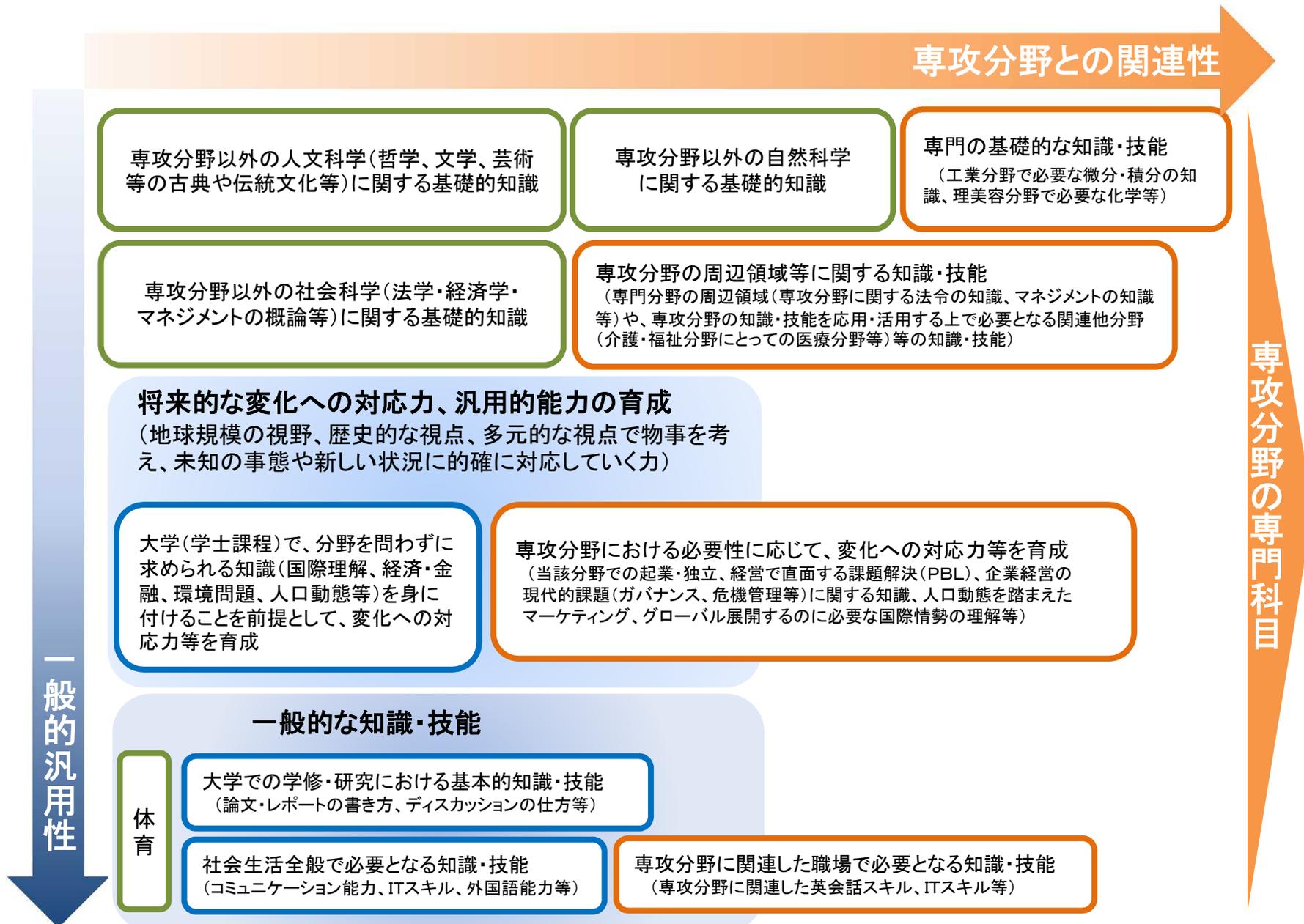
| 国名 | イギリス (大学の学校数, 学生数, 教員数は2011年) | |
|-------------------|--|--|
| 機関種 | ポリテクニク | 大学 |
| 導入年 | 1969年 | 12世紀 |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・1960年代に、実学重視の非大学高等教育機関として創設され、1992年以降大学に昇格し、「新大学」グループを形成 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧大学: ポリテクニクが大学に昇格した1992年以前からあった大学。学術系が強い ・新大学: 旧ポリテクニク等。応用系の専攻が豊富 |
| 主に学位に関する役割・権限 | <ul style="list-style-type: none"> ・学位授与権はなし ・全国学位授与機構(CNAA)より授与。同機構はポリテクニクの大学昇格とともに廃止 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧大学: 国王設立勅許状、個別法などに基づき、学位授与権を有し、各機関が学位を授与 ・新大学: 1992年継続・高等教育法に基づき、学位授与権を有し、各機関が学位を授与 |
| 初等教育から入学までの通算年限 | 13年 | 13年 |
| 入学資格・要件 | GCE・Aレベル資格など、後期中等教育修了資格 | GCE・Aレベル資格など、後期中等教育修了資格 |
| 取得学位 (学位か非学位か) | <ul style="list-style-type: none"> ・学士(Bachelor) (学位) ・修士(Master) (学位) ・博士(Doctor) (学位) | <ul style="list-style-type: none"> ・学士(Bachelor) (学位) ・修士(Master) (学位) ・博士(Doctor) (学位) |
| 標準学修期間 | 3年 | 3年 |
| 学校数 | 30余校(1990年代初頭) | 163校 |
| 学生数 | 349.4千人 (FTE. イングランド, 1992年度) | 1,412千人(フルタイム) |
| 教養教育の有無 | なし | なし |
| 教員数 | 不明 | 117.8千人 |
| 教員資格 | ※法令上の規定は不明。開設科目が社会・人文など拡大するにつれて、実務経験よりもアカデミックな経歴をもつ教員が増加 | 教員資格について法令上の規定はない。一般に博士の取得者 |

| 国名 | ドイツ (学校数, 学生数, 教員数は2011年) | |
|---------------------|---|--|
| 機関種 | Fachhochschule (専門大学) | Universität (総合大学) |
| 導入年 | 1968年 | 1386年 |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・1968年の各州首相の協定により, 従来後期中等の職業教育学校に位置づけられていた技師学校等が高等教育機関に格上げされたもの ・応用的実務志向(質の高い技術者の養成) | <ul style="list-style-type: none"> ・伝統型大学 ・学術志向(研究者の養成) |
| 主に学位に関する 役割・権限 | <ul style="list-style-type: none"> ・実用型教育研究(特に技術, 経済, 社会福祉, 農業等の分野) ・学位の授与 ・各州高等教育法に基づき, 高等教育機関として位置づけられている総合大学及び専門大学は学位を授与 | <ul style="list-style-type: none"> ・研究 ・学位の授与(特に博士の授与権) ・大学教授資格の授与 ・各州高等教育法に基づき, 高等教育機関として位置づけられている総合大学及び専門大学は学位を授与 |
| 初等教育から入学までの 通算年限 | 12年 | 12年又は13年 |
| 入学資格・要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門大学入学資格(専門大学アビトゥア, 一般に, 実科学校修了者が進学する上級専門学校で取得, 職業専門学校でも取得可) ・大学入学資格(アビトゥア) | <ul style="list-style-type: none"> ・大学入学資格(アビトゥア) (一般に, ギムナジウム上級段階で取得) |
| 取得学位 (学位か非学位か) | <ul style="list-style-type: none"> ・専門大学ディプローム(Diplom(FH))(学位) ・学士(Bachelor)(学位) ・修士(Master)(学位) | <ul style="list-style-type: none"> ・ディプローム(Diplom)(学位) ・マギスター(Magister)(学位) ・学士(Bachelor)(学位) ・修士(Master)(学位) ・博士(Doktor)(学位) |
| 標準学修期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門大学ディプローム: 4年以内 ・学士: 3~3.5年 ・修士: 1~2年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ディプローム, マギスター: 4.5年 ・学士: 3~3.5年 ・修士: 1~2年 |
| 学校数 | 州立: 144校 私立: 95校 | 州立: 87校 私立: 21校 |
| 学生数 | 州立: 667,821人 私立: 107,752人 | 州立: 1,529,915人 私立: 16,221人 |
| 教養教育の有無 | なし | なし |
| 教員数 | 29,057人 | 183,150人 |
| 教員資格 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教授 <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育修了 ・教育的適性 ・学術的な活動等のための特別な能力(通常は博士の取得によって証明) ・職務に応じて, 学術又は芸術における補足的な業績(大学教授資格, 準教授又は学術協力者としての経歴など), 科学的な知識や複数年の職業実践での方法論を応用又は発展させる特別な業績 ○ 準教授 <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育修了 ・教育的適性 ・学術的な活動等のための特別な能力(通常は博士の取得によって証明) | |

| 国名 | フィンランド (学校数, 学生数, 教員数は2013年) | |
|---------------------|--|--|
| 機関種 | 専門大学(AMK) | 大学 |
| 導入年 | 1996年 | 1640年 |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・中等後教育機関のうち, 高等教育に相応しいと思われる分野の教育を提供している機関を再編統合(総合化)して高等教育機関へ格上げされ, 1996年に制度化 ・職業志向 ・応用研究中心, 地域開発に注力 | <ul style="list-style-type: none"> ・学術志向 ・基礎研究中心 |
| 主に学位に関する 役割・権限 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門(職業)学士, 専門(職業)修士の授与 ・専門大学法に基づき, 各専門大学は学位を授与 | <ul style="list-style-type: none"> ・学士, 修士, 博士の授与 ・大学法及び専門大学法に基づき, 各大学は学位を授与 |
| 初等教育から入学までの 通算年限 | 12年 | 12年 |
| 入学資格・要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・大学入学資格試験法に基づく試験合格者 ・基礎職業資格等(後期中等教育段階の職業資格) | 大学入学資格試験法に基づく試験合格者 |
| 取得学位 (学位か非学位か) | <ul style="list-style-type: none"> ・専門学士(Ammattikorkeakoulututkinto) (学位) ・専門修士(Ylempi ammattikorkeakoulu tutkinto) (学位) | <ul style="list-style-type: none"> ・学士(Alempi korkeakoulututkinto) (学位) ・修士(Ylempi korkeakoulututkinto) (学位) ・博士(Jatkotutkinto, Tohtorin tutkinto) (学位) |
| 標準学修期間 | 3~4年 | 5年 ※学士課程(3年)も存在するが, 大学の基礎学位は修士とされているため, 学士課程(3年)+修士課程(2年)が標準学修期間 |
| 学校数 | 自治体・自治体連合立: 3校 有限責任会社立: 21校 | 法人: 12校 財団: 2校 |
| 学生数 | 138,202人(専門学士+専門修士) | 141,756人(学士+修士) |
| 教養教育の有無 | なし | なし |
| 教員数 | <ul style="list-style-type: none"> ・教員: 5,685人 ・教員+研究開発職員: 6,783人 | 教育・研究職員: 16,891人 |
| 教員資格 | <ul style="list-style-type: none"> (主任講師) ・博士(又はライセンスエート学位) ・当該分野における3年以上の職務経験 ・教職課程の履修 (講師) ・修士 ・当該分野における3年以上の職務経験 ・教職課程の履修 | 教員資格に関する国レベルの規定はなく, 多くの場合, 各大学が学則等において職階別に規定 |

| 国名 | 韓国 (学校数, 学生数, 教員数は2011年) | |
|-------------------|---|---|
| 機関種 | 専門大学 | 4年制大学 |
| 導入年 | 1979年(法制定1977年, 施行1979年) | 1940年代後半 |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・職業教育中心の短期高等教育機関 ・「社会の各分野に関する専門的な知識と理論を教え, 研究し, 才能を錬磨して, 国家社会の発展に必要な専門職業人を養成することを目的とする」(高等教育法第47条) | <ul style="list-style-type: none"> ・学術理論を教え, 研究する, 伝統型大学 ・「人格を陶冶し, 国家と人類社会の発展に必要な深奥な学術理論とその応用方法を教え, 研究し, 国家と人類社会に寄与することを目的とする」(高等教育法第28条) |
| 主に学位に関する役割・権限 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門学士の授与(学士課程の設置校は, 学士も授与) ・高等教育法に基づき, 各専門大学は学位を授与 | <ul style="list-style-type: none"> ・学士の授与 ・高等教育法に基づき, 各大学は学位を授与 |
| 初等教育から入学までの通算年限 | 12年 | 12年 |
| 入学資格・要件 | 高等学校を卒業した者や, 法令に基づき高校卒業と同等水準以上の学力を備えていると認定された者 | 高等学校を卒業した者や, 法令に基づき高校卒業と同等水準以上の学力を備えていると認定された者 |
| 取得学位 (学位か非学位か) | <ul style="list-style-type: none"> ・専門学士(Associate Degree) (学位) ・学士(専門学士(+実務経験1年以上)+1~2年の専攻深化課程履修で取得)(Bachelor) (学位) | <ul style="list-style-type: none"> ・学士(Bachelor) (学位) ・修士(Master) (学位) ・博士(Doctor) (学位) |
| 標準学修期間 | 2~3年 | 4年 |
| 学校数 | 国立: 2校 公立: 7校 私立: 131校 | 国立: 42校 公立: 1校 私立: 155校 |
| 学生数 | 国立: 2,536人 公立: 13,483人 私立: 741,702人 | 国立: 475,581人 公立: 13,287人 私立: 1,648,928人 |
| 教養教育の有無 | あり | あり |
| 教員数 | 13,015人 | 63,877人 |
| 教員資格 | (教授) 研究歴4年+教育歴6年(合計10年) ※大卒者の場合 ※各専門大学・学科で実務経験を課すことができる | (教授) 研究歴4年+教育歴6年(合計10年) ※大卒者の場合 |

教養教育により身に付ける知識・技能・能力等のイメージ図



「学士力」

学士課程の各専攻分野を通じて培う力。教養を身に付けた市民として行動できる能力。

～学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針～

1. 知識・理解

専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。

- (1) 多文化・異文化に関する知識の理解
- (2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解

2. 汎用的技能

知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能

- (1) コミュニケーション・スキル
日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。
- (2) 数量的スキル
自然や社会的事象について、シンボルを活用して分析し、理解し、表現することができる。
- (3) 情報リテラシー
情報通信技術 (ICT) を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
- (4) 論理的思考力
情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。
- (5) 問題解決力
問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

3. 態度・志向性

- (1) 自己管理力
自らを律して行動できる。
- (2) チームワーク、リーダーシップ
他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。
- (3) 倫理観
自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。
- (4) 市民としての社会的責任
社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。
- (5) 生涯学習力
卒業後も自律・自立して学習できる。

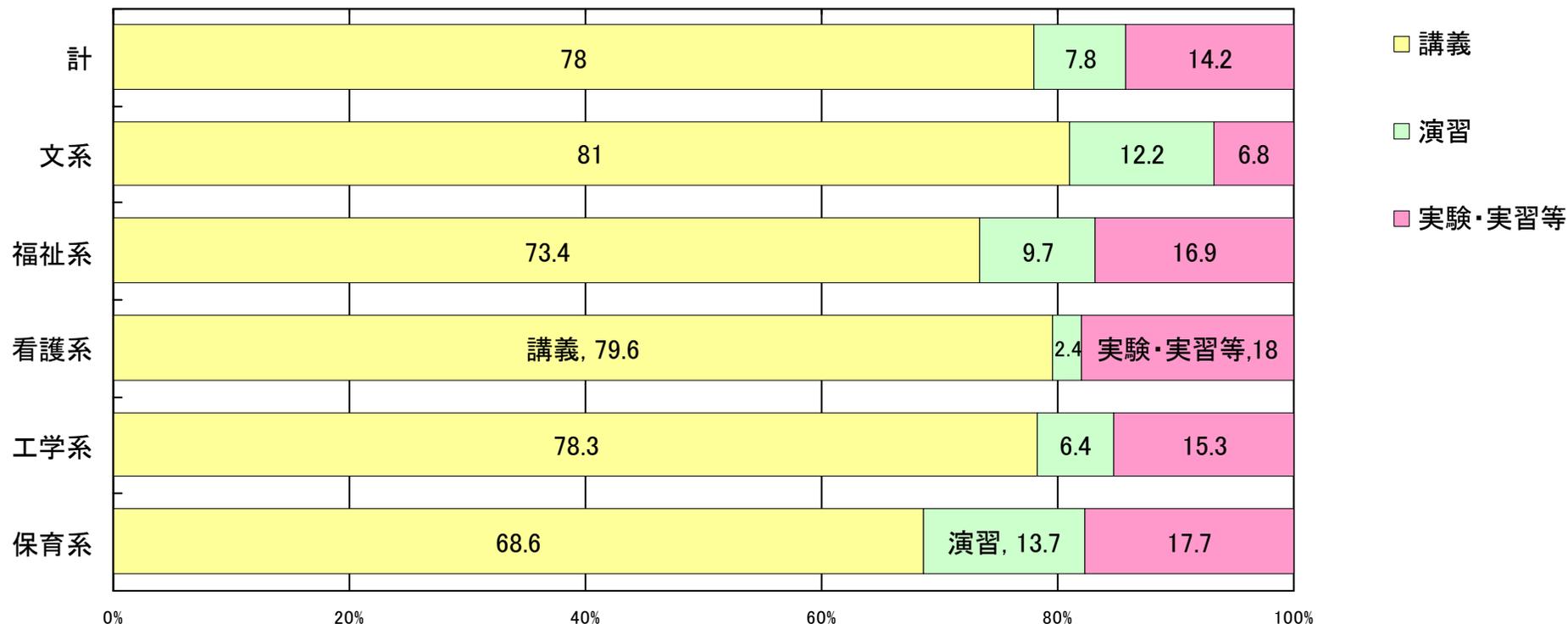
4. 統合的な学習経験と創造的思考力

これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合① (大学)

大学のカリキュラムに占める実験・実習等の割合は看護系、保育系、福祉系、工学系の分野で高く、約20%弱。また、各分野とも講義が高い割合を占める

(大学)



○大学等のカリキュラムに占める実験・実習や演習等の授業の割合を把握するため、大学、短期大学、高等専門学校のカリキュラムを分野別にサンプリングし、分析を実施

○分析に当たっては、各科目の単位数が卒業に必要な単位数に占める割合を算出

※授業の名称に「実験」、「実習」等を含むものを「実験・実習等」、「演習」を含むものを「演習」、それ以外を「講義」とした。

※選択科目については、実験・実習、演習を最大限選択した場合の単位数として割合を算出。

このため、単位数の割合は平均ではなく最大限取得可能な単位の割合

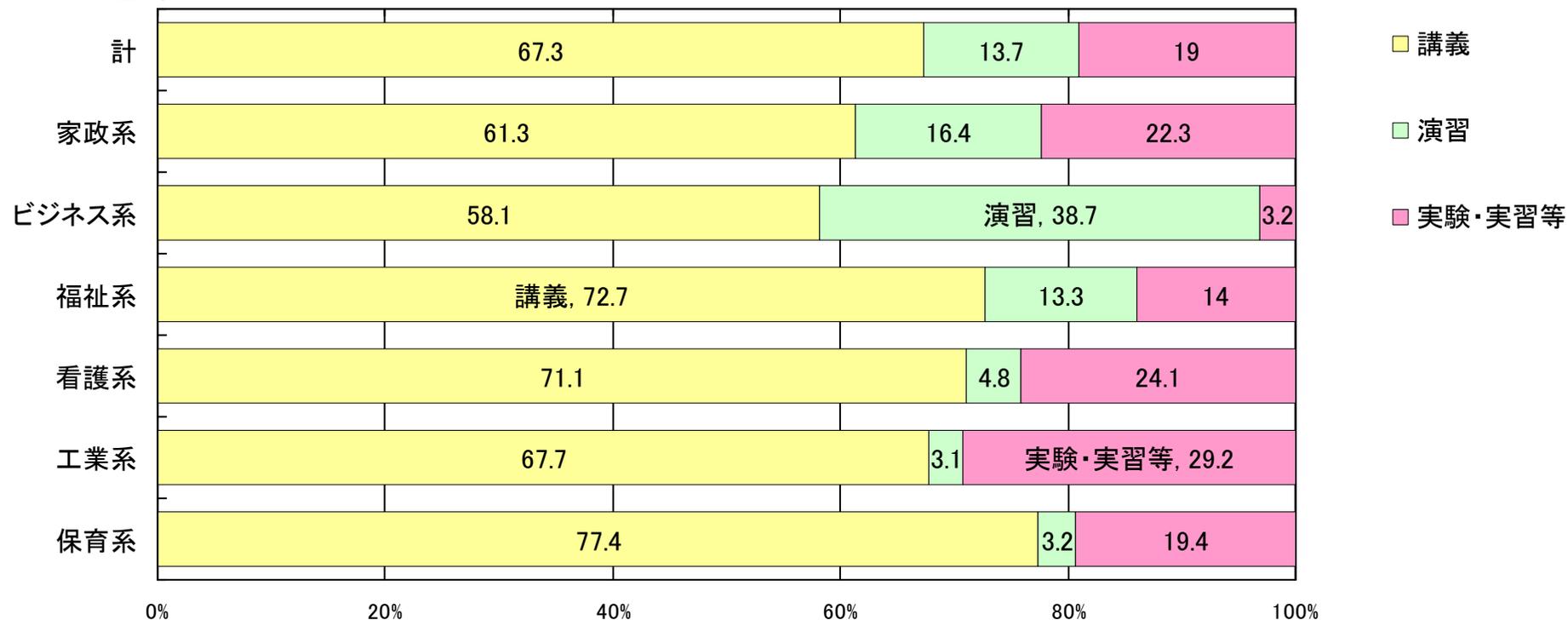
※ サンプリング数 大学12校21学科(国立2校7学科、公立1校1学科、私立9校13学科)

資料:文部科学省調べ

大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合② (短期大学・高等専門学校)

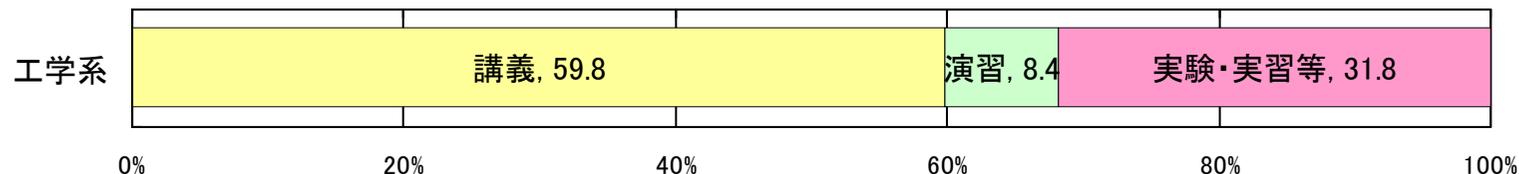
短期大学のカリキュラムに占める実験・実習等の割合は、工業系で最も高く約29%。またビジネス系は、演習が約39%と高い傾向。高等専門学校の実験・実習等の割合は、約32%

(短期大学)



※ サンプル数 短期大学7校11学科(公立1校1学科、私立6校10学科)

(高等専門学校)

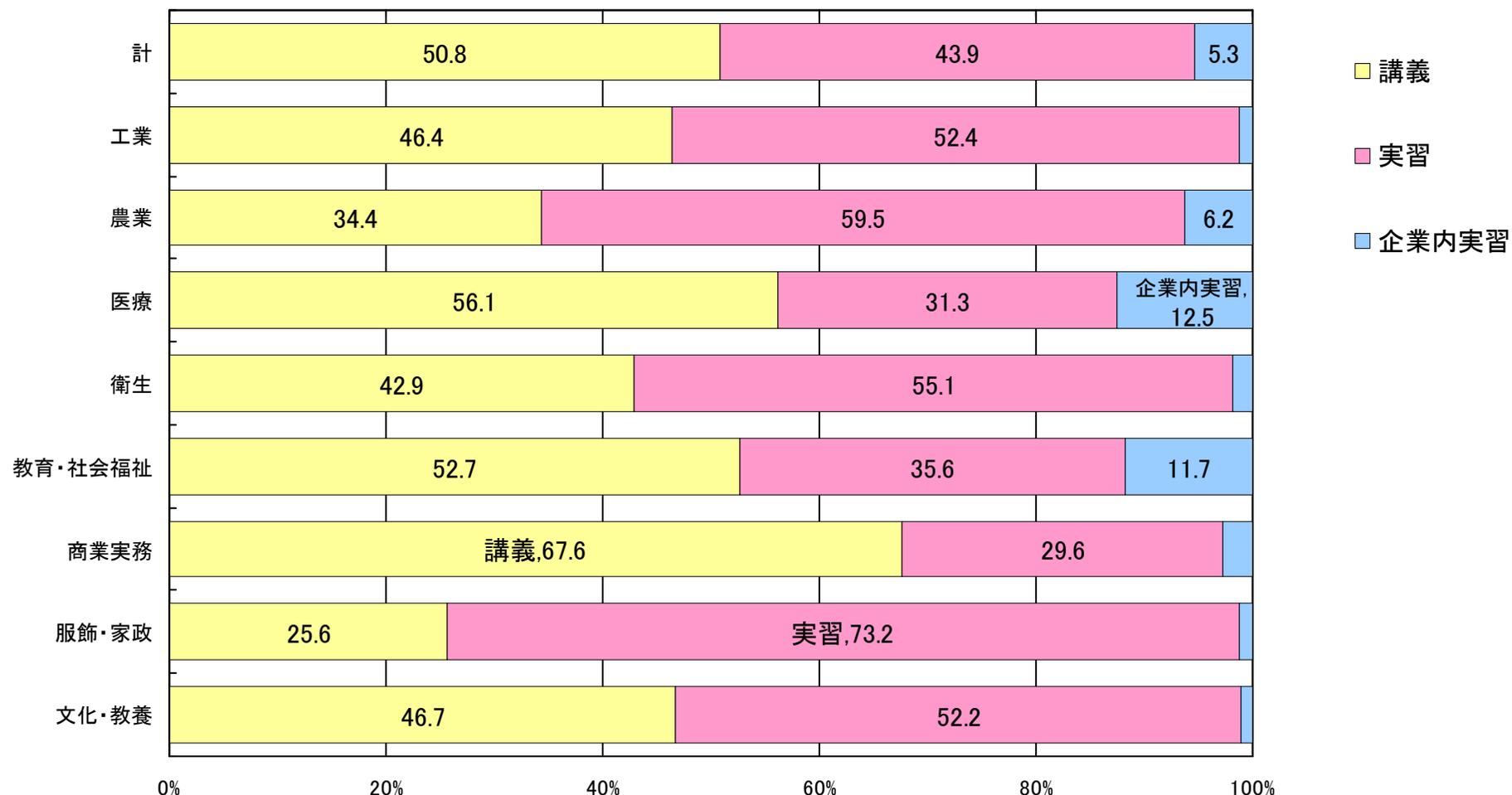


※ 専門科目のカリキュラムにおける割合(一般科目は含まない) サンプル数 高等専門学校3校6学科(国立3校6学科)

資料:文部科学省調べ

専門学校各分野別の講義、実習、企業内実習の割合

専門学校のカリキュラムに占める実習の割合は、いずれの分野においても高く、約30%を超える傾向



○専門課程を設置する専修学校に対し質問紙による調査を実施(約86%の専門学校から回答)

○総開設授業時数に占める各科目の授業時数の割合を算出

※「実習」には演習、実験、実技含む。

※「企業内実習」は企業や病院等において行われる実習であり、インターンシップを含む。

大学ポートレートについて

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な教育活動の状況を、国内外の様々な者にわかりやすく発信。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

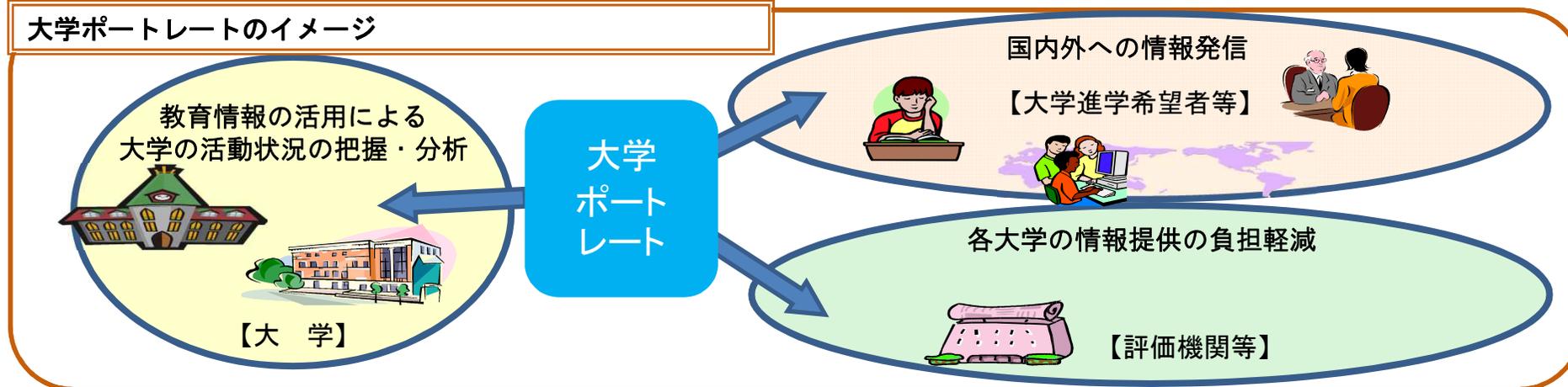
○大学が教育情報を自らの活動状況を把握・分析することに活用。

→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、各種調査等への対応に係る大学の負担軽減。

→ 大学運営の効率性の向上

大学ポートレートのイメージ



大学ポートレートの検討経緯

平成23年8月 文部科学省「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」

◇データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みの構築について提言

平成23年8月 中央教育審議会大学分科会「これまでの主な論点について」

◇大学の教育情報の発信の仕組み(大学ポートレート(仮称))の整備について提言。

平成24年2月～ 「大学ポートレート(仮称)準備委員会」(※)での検討を開始 ※大学団体や認証評価機関等の関係者で構成

平成24年11月 大学ポートレート(仮称)準備委員会において、教育情報の公表の在り方や公表する情報項目等について、審議・とりまとめ

平成26年2月 " において、国際発信、教育改善のための情報の活用、管理運営等について、審議・とりまとめ。

大学の学生数・設置者別学校数

<学生数>

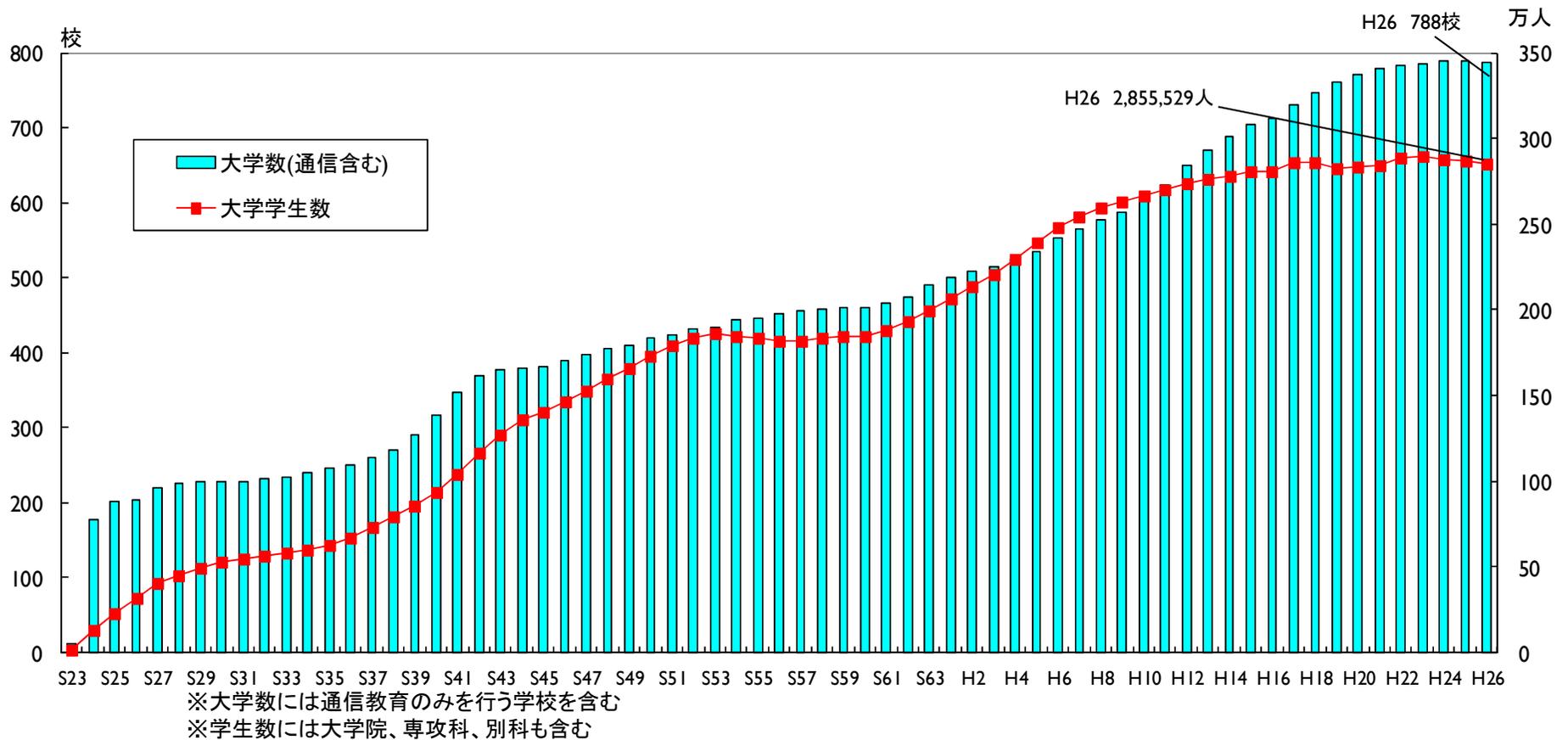
| 区分 | 計 | うち学部 | うち大学院 a | 社会人 / a (%) | | 国立 | 公立 | 私立 |
|----------|-----------|-----------|------------|----------------|------|---------|---------|-----------|
| | | | | うち社会人 | | | | |
| 平成 15 年度 | 2,803,980 | 2,509,374 | 231,489 | 35,378 | 15.3 | 622,404 | 120,463 | 2,061,113 |
| 20 | 2,836,127 | 2,520,593 | 262,686 | 53,667 | 20.4 | 623,811 | 131,970 | 2,080,346 |
| 21 | 2,845,908 | 2,527,319 | 263,989 | 54,642 | 20.7 | 621,800 | 136,913 | 2,087,195 |
| 22 | 2,887,414 | 2,559,191 | 271,454 | 55,345 | 20.4 | 625,048 | 142,523 | 2,119,843 |
| 23 | 2,893,489 | 2,569,349 | 272,566 | 54,994 | 20.2 | 623,304 | 144,182 | 2,126,003 |
| 24 | 2,876,134 | 2,560,909 | 263,289 | 54,195 | 20.6 | 618,134 | 145,578 | 2,112,422 |
| 25 | 2,868,872 | 2,562,068 | 255,386 | 55,355 | 21.7 | 614,783 | 146,160 | 2,107,929 |
| 26 | 2,855,529 | 2,552,022 | 251,013 | 56,074 | 22.3 | 612,509 | 148,042 | 2,094,978 |

(注) 「学生数」には、学部学生・大学院学生のほか、専攻科・別科の学生及び科目等履修生・聴講生・研究生を含む

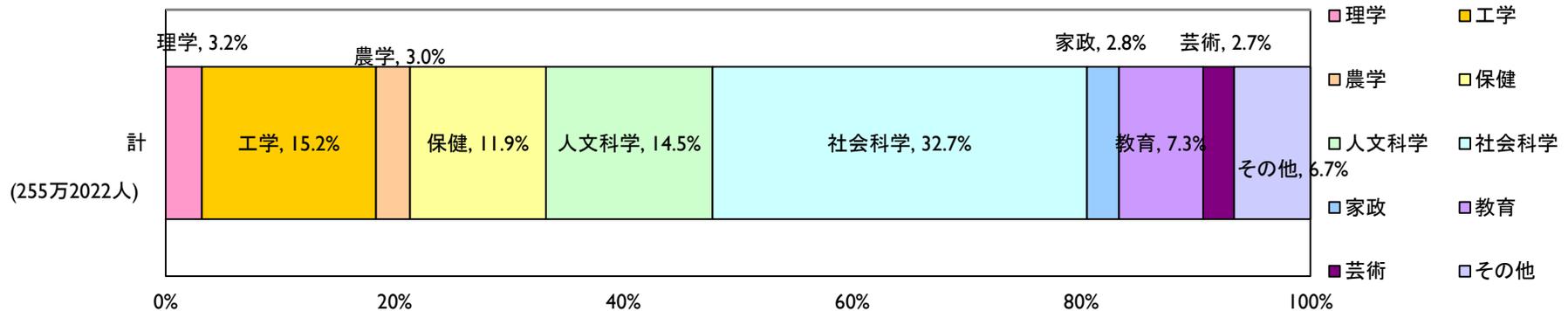
<学校数>

| 区分 | 計 | 国立 | 公立 | 私立 | 私立の割合(%) |
|----------|-----|-----|----|-----|----------|
| 平成 15 年度 | 702 | 100 | 76 | 526 | 74.9 |
| 20 | 765 | 86 | 90 | 589 | 77.0 |
| 21 | 773 | 86 | 92 | 595 | 77.0 |
| 22 | 778 | 86 | 95 | 597 | 76.7 |
| 23 | 780 | 86 | 95 | 599 | 76.8 |
| 24 | 783 | 86 | 92 | 605 | 77.3 |
| 25 | 782 | 86 | 90 | 606 | 77.5 |
| 26 | 781 | 86 | 92 | 603 | 77.2 |

大学の学校数・学生数の推移/学科別学生割合



【学科別学生割合】



出典:「学校基本統計」「全国大学一覧」

専門職大学院制度の概要

専門職大学院は、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりに対応するため、高度専門職業人の養成に目的を特化した課程として、平成15年度に創設。

制度の概要

- (1) 修業年限：2年（法科大学院は3年）
- (2) 修了要件：30単位以上（法科大学院は93単位以上、教職大学院は45単位以上が基本）※論文作成不要
- (3) 教員組織：必要専任教員中の3割以上（法科大学院は2割以上、教職大学院は4割以上）は実務家教員。
- (4) 教育内容：理論と実務の架橋を強く意識した教育を実施。
事例研究や現地調査を中心に、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答等が授業の基本。
- (5) 学 位：〇〇修士（専門職）、法務博士（専門職）、教職修士（専門職）
（例）経営管理修士（専門職）、会計修士（専門職）等

開設状況（H26）※

| 分野 | 国立 | | 公立 | | 私立 | | 株立 | | 専攻数合計 | 大学数合計 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| | 専攻数 | 大学数 | 専攻数 | 大学数 | 専攻数 | 大学数 | 専攻数 | 大学数 | | |
| ビジネス・MOT | 12 | 12 | 2 | 2 | 17 | 16 | 2 | 1 | 33 | 31 |
| 会計 | 2 | 2 | 1 | 1 | 11 | 11 | 1 | 1 | 15 | 15 |
| 公共政策 | 5 | 5 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 8 | 8 |
| 公衆衛生 | 3 | 3 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 4 | 4 |
| 知的財産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| 臨床心理 | 2 | 2 | 0 | 0 | 4 | 4 | 0 | 0 | 6 | 6 |
| 法科大学院 | 23 | 23 | 2 | 2 | 42 | 42 | 0 | 0 | 67 | 67 |
| 教職大学院 | 19 | 19 | 0 | 0 | 6 | 6 | 0 | 0 | 25 | 25 |
| その他 | 1 | 1 | 4 | 3 | 8 | 7 | 1 | 1 | 14 | 12 |
| 合計 | 67 | 45 | 9 | 6 | 95 | 68 | 4 | 3 | 175 | 122 |

学生の在籍状況（H26）

| | 全体 | 大学数 | | |
|-----------|---------|---------|---------|---------|
| | | 国立 | 公立 | 私立 |
| 学生数 | 17,380人 | 6,247人 | 768人 | 10,365人 |
| うち、社会人学生数 | 7,771人 | 2,416人 | 377人 | 4,978人 |
| (割合) | (44.7%) | (38.7%) | (49.1%) | (48.0%) |

出典：学校基本統計

※ 1の大学で複数の専攻を設置している場合があるため、各分野の大学数の合計は全大学数の合計とは一致しない。
※ 学生募集停止中の大学・専攻は除く。

短期大学の学生数・設置者別学校数

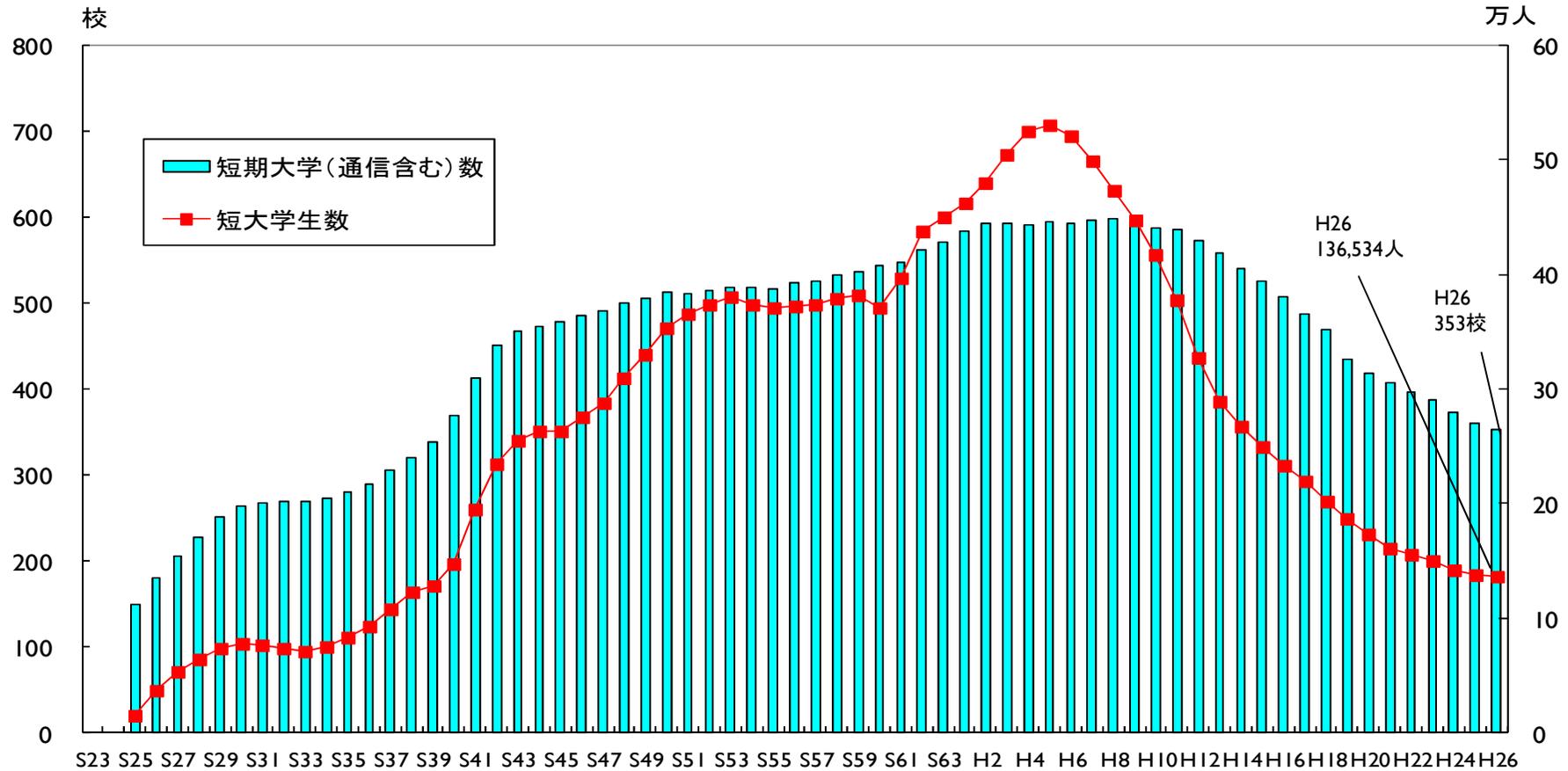
<学生数>

| 区分 | 計 | 設置者別 | | | |
|----------|---------|---------|-------|--------|---------|
| | | うち本科 | 国立 | 公立 | 私立 |
| 平成 15 年度 | 250,062 | 241,408 | 4,515 | 17,999 | 227,548 |
| 20 | 172,726 | 166,448 | 52 | 10,565 | 162,109 |
| 21 | 160,976 | 155,127 | 3 | 9,973 | 151,000 |
| 22 | 155,273 | 149,633 | — | 9,128 | 146,145 |
| 23 | 150,007 | 145,047 | — | 8,487 | 141,520 |
| 24 | 141,970 | 137,282 | — | 7,917 | 134,053 |
| 25 | 138,260 | 133,714 | — | 7,649 | 130,611 |
| 26 | 136,534 | 131,341 | — | 7,388 | 129,146 |

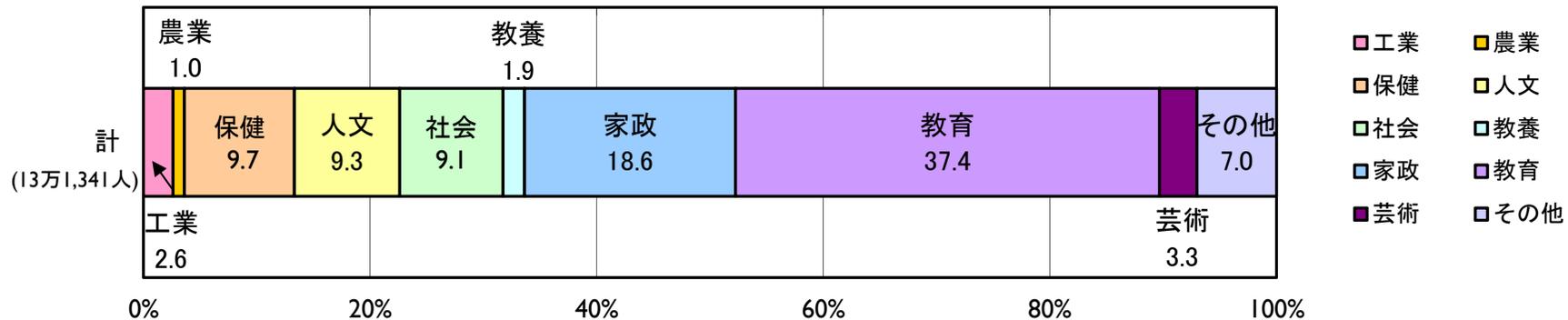
<学校数>

| 区分 | 計 | 国立 | 公立 | 私立 | 私立の割合(%) |
|----------|-----|----|----|-----|----------|
| 平成 15 年度 | 525 | 13 | 49 | 463 | 88.2 |
| 20 | 417 | 2 | 29 | 386 | 92.6 |
| 21 | 406 | 2 | 26 | 378 | 93.1 |
| 22 | 395 | — | 26 | 369 | 93.4 |
| 23 | 387 | — | 24 | 363 | 93.8 |
| 24 | 372 | — | 22 | 350 | 94.1 |
| 25 | 359 | — | 19 | 340 | 94.7 |
| 26 | 352 | — | 18 | 334 | 94.9 |

短期大学の学校数・学生数の推移/学科別学生割合



【学科別学生割合】



高等専門学校の概要

<目的> 深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する(学校教育法第115条)

<修業年限> 5年、商船に関する学科は5年6月

<入学資格> 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

<設置基準> 高等専門学校設置基準(昭和36年8月30日文部省令第23号)による

【設置者別学校数、在籍者数等の状況、学科系別入学定員(平成26年度)】

| | 学校数 | 学科数 | 入学定員 | 在学生数 | 専攻科学生数 |
|----|-----|-----|--------|--------|--------|
| 国立 | 51 | 229 | 9,400 | 48,651 | 3,014 |
| 公立 | 3 | 7 | 720 | 3,634 | 199 |
| 私立 | 3 | 10 | 460 | 2,069 | 549 |
| 計 | 57 | 246 | 10,580 | 54,354 | 3,262 |

| | 工学 | | | | | | 商船 | 工学・商船 以外 | 計 |
|------|-------|------------|-------|-------|------------|-----|-----|-------------|--------|
| | 機械系 | 電気・ 電子系 | 情報系 | 化学系 | 建設・ 建築系 | その他 | | | |
| 学科数 | 52 | 69 | 43 | 32 | 36 | 6 | 5 | 3 | 246 |
| 入学定員 | 2,125 | 2,765 | 1,685 | 1,280 | 1,440 | 965 | 200 | 120 | 10,580 |

(注)1. 募集停止中の学科を除く。

2. 工学の「その他」は、デザイン、総合工学、総合システム工、ものづくり工、生産システム工の各学科である。

3. 工業・商船以外は、経営情報、コミュニケーション情報、国際ビジネスの各学科である。

高等専門学校の学生数・設置者別学校数

<学生数>

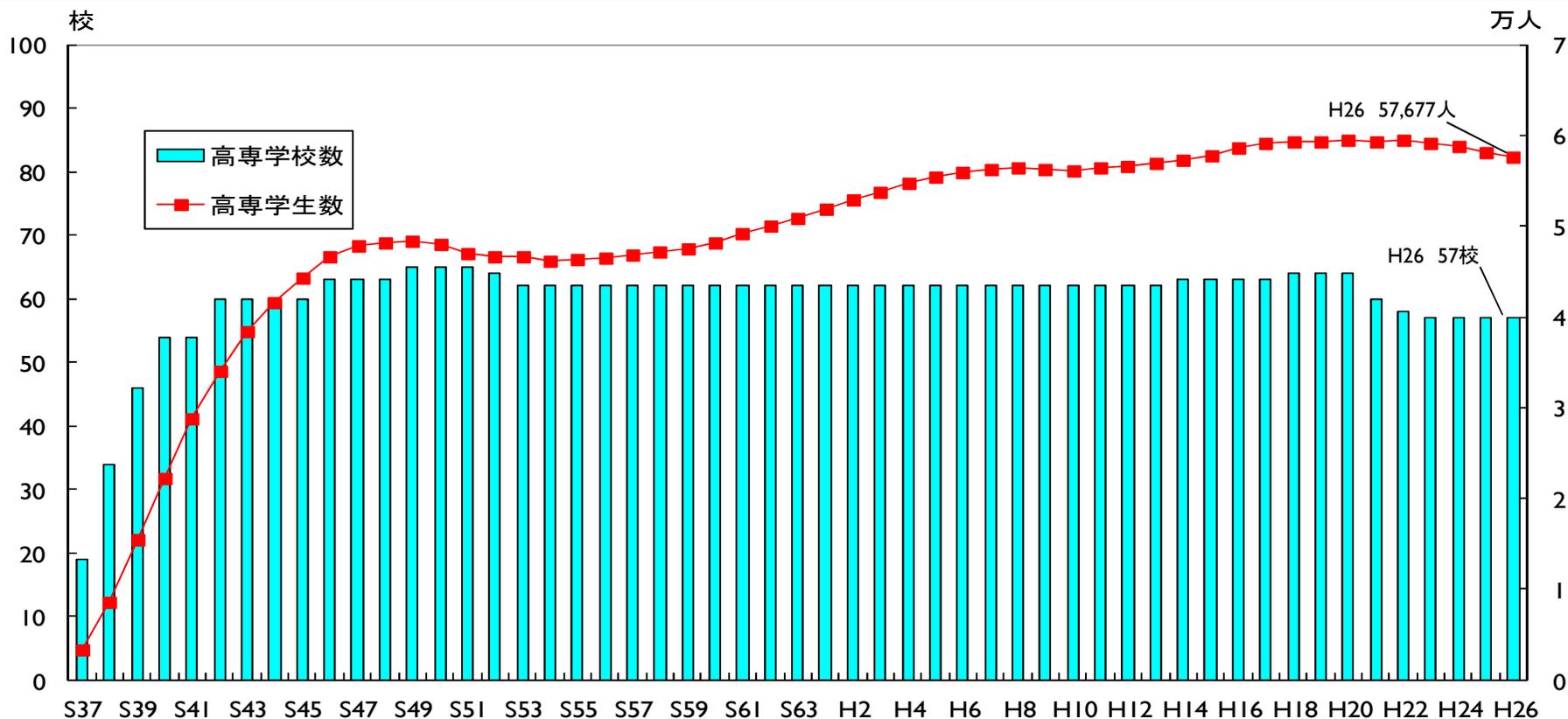
| 区分 | 学生数(人) | | | |
|----------|--------|--------|-------|-------|
| | 計 | 国立 | 公立 | 私立 |
| 平成 15 年度 | 57,875 | 50,974 | 4,650 | 2,251 |
| 21 | 59,386 | 53,355 | 4,028 | 2,003 |
| 22 | 59,542 | 53,605 | 4,030 | 1,907 |
| 23 | 59,220 | 53,291 | 4,004 | 1,925 |
| 24 | 58,765 | 52,814 | 3,956 | 1,995 |
| 25 | 58,226 | 52,290 | 3,881 | 2,055 |
| 26 | 57,677 | 51,725 | 3,834 | 2,118 |

<学校数>

| 区分 | 学校数(校) | | | |
|----------|--------|----|----|----|
| | 計 | 国立 | 公立 | 私立 |
| 平成 15 年度 | 63 | 55 | 5 | 3 |
| 21 | 64 | 55 | 6 | 3 |
| 22 | 58 | 51 | 4 | 3 |
| 23 | 57 | 51 | 3 | 3 |
| 24 | 57 | 51 | 3 | 3 |
| 25 | 57 | 51 | 3 | 3 |
| 26 | 57 | 51 | 3 | 3 |

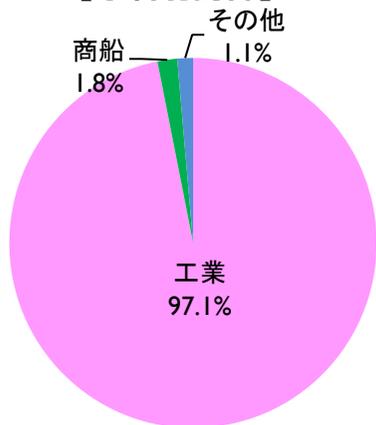
出典: 学校基本統計

高等専門学校の学校数・学生数の推移/学科別割合

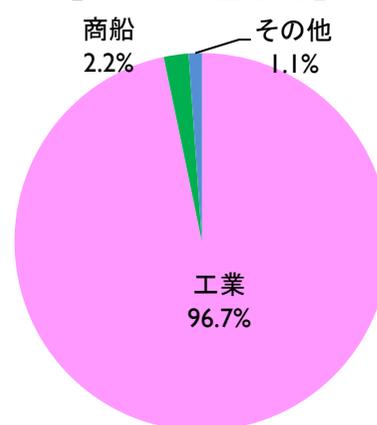


※学生数には専攻科及び聴講生・研究生も含む

【学科別割合】



【学科別学生割合】



出典:「学校基本統計」及び文部科学省調べ

専修学校の概要

1. 制度の創設

昭和51年1月に従来の各種学校のうち一定の規模、水準を有する組織的な教育を行うものを専修学校として位置付け、その教育の振興を図ることとした。

2. 目的、課程及び主な要件

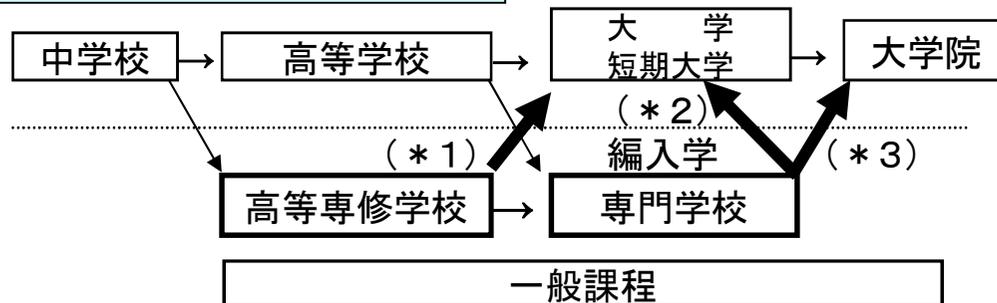
| | | | |
|----|--|--|-----------------------------|
| 目的 | 職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。 (学校教育法第124条) | | |
| 要件 | 修業年限1年以上、年間授業時数800時間以上、常時40人以上の在学生 等 | | |
| 課程 | 高等課程（高等専修学校） 入学資格：中学校卒以上 | 専門課程（専門学校） 入学資格：高校・高等専修学校 （3年制）卒以上 | 一般課程 入学資格：限定なし （学歴不問） |

※ 各種学校：修業年限1年以上（簡易なものは3ヶ月以上）、年間授業時数680時間以上（入学資格：限定なし）

3. 修了者に対する称号の付与

修業年限2年以上、総授業時数1,700時間以上等の要件を満たす専門課程を修了した者には「専門士」の称号、修業年限4年以上、総授業時数3,400時間以上等の要件を満たす専門課程を修了した者には「高度専門士」の称号が付与される。

4. 他の教育機関との接続



一定の要件（修業年限、総授業時数等）を満たす専修学校の修了者については、
 (*1) 高等専修学校から大学への入学資格
 (*2) 専門学校から大学への編入学
 (*3) 専門学校から大学院への入学資格
 がそれぞれ認められる。

専修学校の生徒数・設置者別学校数

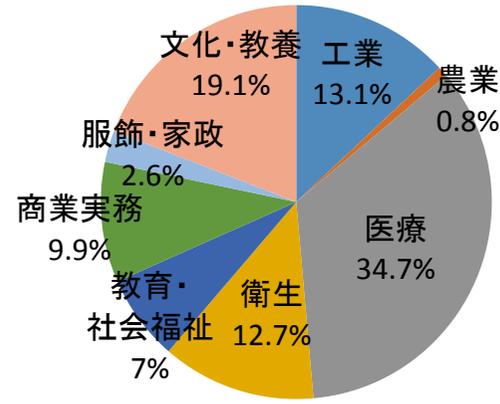
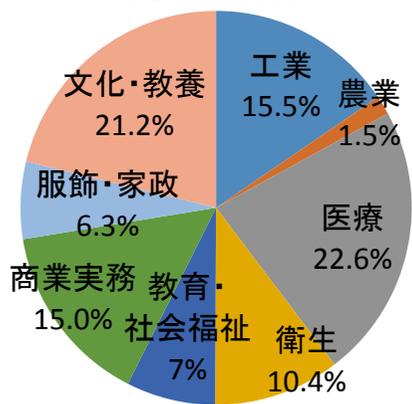
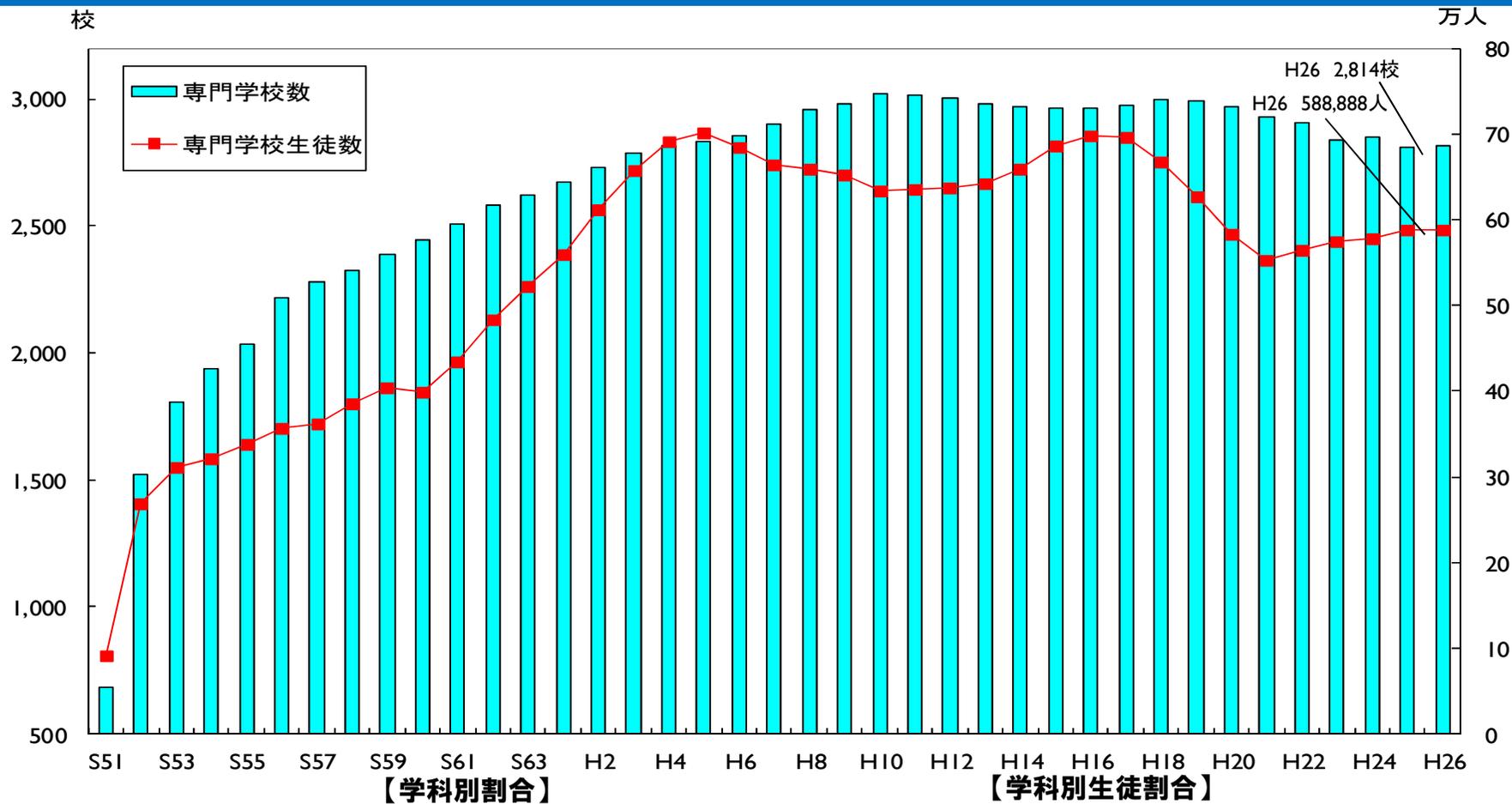
<生徒数>

| 区分 | 計 | 課程別 | | |
|----------|---------|--------|---------|--------|
| | | 高等課程 | 専門課程 | 一般課程 |
| 平成 15 年度 | 786,091 | 52,901 | 685,350 | 47,840 |
| 20 | 657,502 | 38,731 | 582,864 | 35,907 |
| 21 | 624,875 | 37,548 | 552,711 | 34,616 |
| 22 | 637,897 | 38,349 | 564,640 | 34,908 |
| 23 | 645,834 | 38,865 | 574,152 | 32,817 |
| 24 | 650,501 | 39,698 | 578,119 | 32,684 |
| 25 | 660,078 | 39,359 | 587,330 | 33,389 |
| 26 | 659,452 | 40,057 | 588,888 | 30,507 |

<学校数>

| 区分 | 計 | 国立 | 公立 | 私立 | 高等課程を置く学校 | 専門課程を置く学校 | 一般課程を置く学校 |
|----------|-------|----|-----|-------|-----------|-----------|-----------|
| 平成 15 年度 | 3,439 | 90 | 208 | 3,141 | 622 | 2,962 | 247 |
| 20 | 3,401 | 11 | 206 | 3,184 | 503 | 2,968 | 198 |
| 21 | 3,348 | 11 | 204 | 3,133 | 494 | 2,927 | 196 |
| 22 | 3,311 | 10 | 203 | 3,098 | 488 | 2,904 | 199 |
| 23 | 3,266 | 10 | 200 | 3,056 | 459 | 2,837 | 188 |
| 24 | 3,249 | 10 | 199 | 3,040 | 452 | 2,847 | 190 |
| 25 | 3,216 | 10 | 196 | 3,010 | 443 | 2,811 | 180 |
| 26 | 3,206 | 10 | 195 | 3,001 | 437 | 2,814 | 178 |

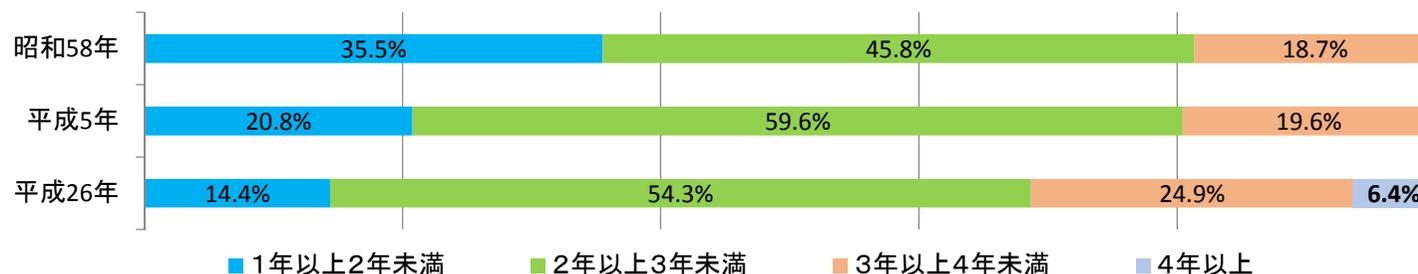
専門学校の学校数・生徒数の推移/学科別割合



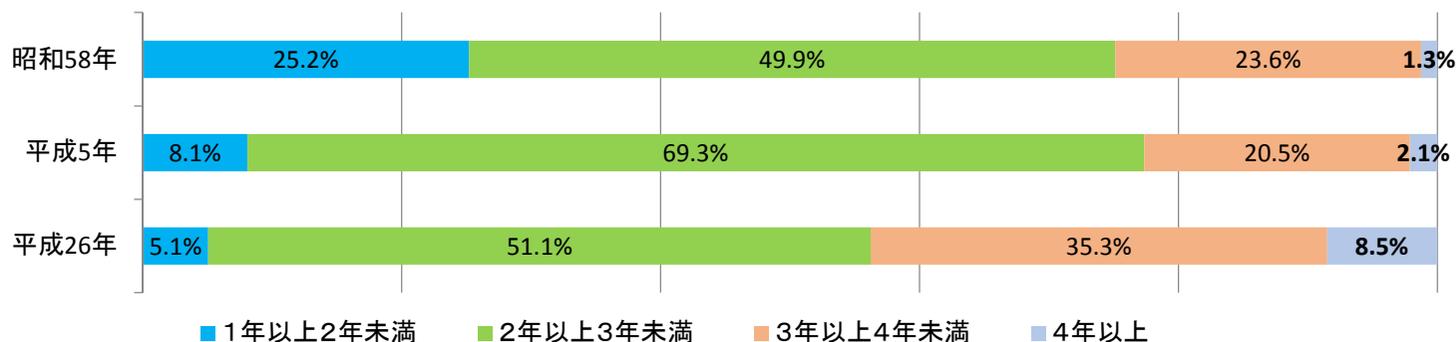
専門学校の修業年限別生徒数及び学科数

| 修業年限 | 学科数 | 学生数(人) |
|----------|---------------|-----------------|
| 1年以上2年未満 | 1,176 (14.4%) | 29,887 (5.1%) |
| 2年以上3年未満 | 4,432 (54.3%) | 301,203 (51.1%) |
| 3年以上4年未満 | 2,035 (24.9%) | 207,616 (35.3%) |
| 4年以上 | 523 (6.4%) | 50,182 (8.5%) |

【専門学校における修業年限別学科数の割合の推移】



【専門学校における修業年限別生徒数の割合の推移】



※ 表及びグラフにおける数値は専門課程、高等課程、一般課程を含む

出典：学校基本統計

「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定について

経緯

平成23年1月: 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

平成25年3月～7月(7月12日に報告書とりまとめ): 「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」で「職業実践専門課程」の検討

先導的試行としての「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する。

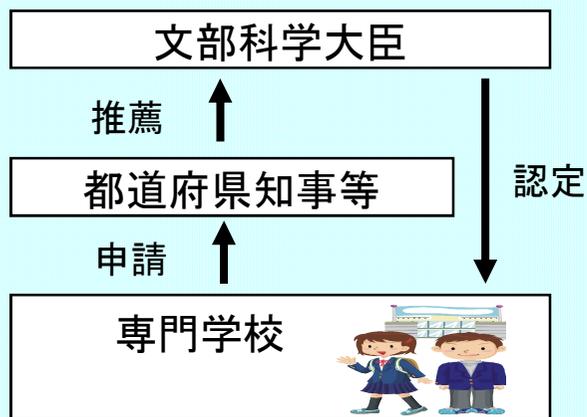
平成25年8月30日:

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

平成26年3月31日:

「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート。(673校、2,042学科(平成27年2月17日現在))

認定要件等



【認定要件】

- 修業年限が**2年**以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 総授業時数が**1700時間**以上または総単位数が**62単位**以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的**に実施
- 企業等と連携して、**学校関係者評価と情報公開**を実施

「職業実践力育成プログラム」認定制度について（概要）

平成27年3月 教育再生実行会議提言（第6次提言）

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ

（社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実）

- 大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人向けのコースの設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。

「大学等における社会人の実践的・専門的な学び直しプログラムに関する検討会」における検討（平成27年3月に設置、4回の会議を開催）

社会人や企業等のニーズに応じた**実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」として文部科学大臣が認定**

【目的】

- ・ 社会人や企業等のニーズに応じた魅力的なプログラムの提供の促進
- ・ プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の修得の促進

【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校における正規課程及び履修証明プログラム
- 総授業時数の一定以上を以下のいくつかの教育方法による授業で占めている
 - ①実務家教員や実務家による授業
 - ②双方向若しくは多方向に行われる討論
 - ③実地での体験活動
 - ④企業等と連携した授業
- 修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 受講者の成績評価を実施
- 課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 自己点検・評価を実施し、結果を公表
- 週末開講等、社会人が受けやすい工夫の整備

上記要件を満たす実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定することにより、**①社会人の学び直す選択肢の可視化、②大学等におけるプログラムの魅力向上、③企業等の理解増進、**を図り、**社会人学び直しを推進**

実践キャリア・アップ戦略について

1. 狙い・方向性

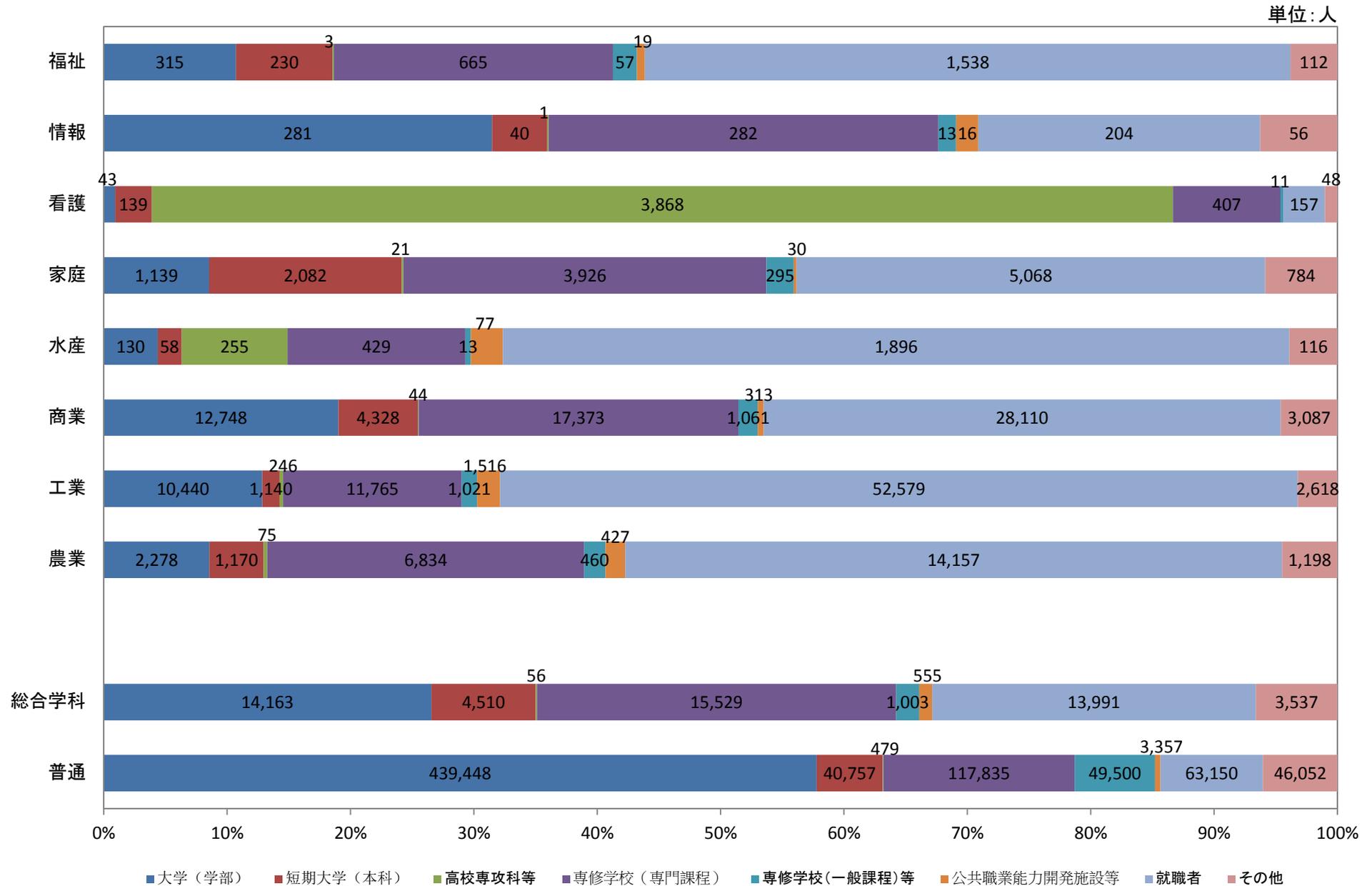
- 成長分野における実践的な職業能力の評価・認定制度（キャリア段位制度）を構築し、成長分野における人材育成・労働移動を推進。
- 復興に資する人材の育成と産業の振興に貢献するため、被災地で先行的・重点的に実施。
- ①介護プロフェッショナル ②カーボンマネジャー（省エネ・温室効果ガス削減等人材）
③食の6次産業化プロデューサーの3分野について実施。

2. システム・評価方法

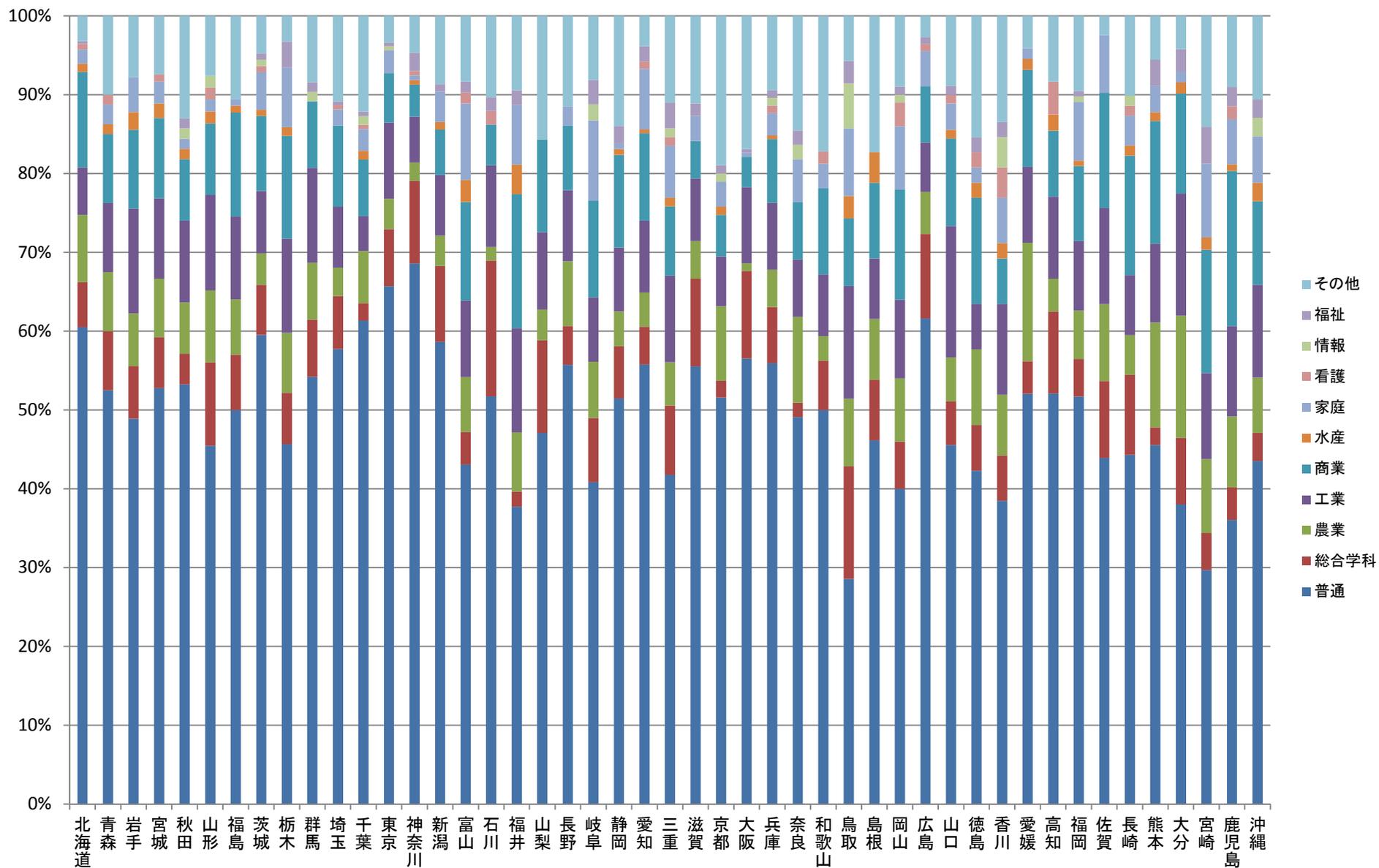
- エントリーレベルからトップ・プロレベルまでの7段階で評価
- 「わかる(知識)」と「できる(実践的スキル)」の両面で評価
- 「わかる(知識)」の評価
→ 原則として、認証された「育成プログラム」の履修により評価
- 「できる(実践的スキル)」の評価
 - ① 介護プロフェッショナル: OJTを通じて評価
(例: 入浴介助・排泄介助などの基本介護技術、事故発生防止等)
 - ② カーボンマネジャー: これまでの実務経験・実績により評価
(例: 省エネ法の定期報告書等)
 - ③ 食の6次産業化プロデューサー: これまでの実務経験・実績により評価
(例: 6次産業化の事業の売上、商品数、雇用者数等)

| レベル | | 各レベルの特徴 |
|-------------------|---|------------------------------|
| プロ レ ベ ル | 7 | ・分野を代表するトップ・プロフェッショナル |
| | 6 | ・プロレベルのスキル |
| | 5 | ・高度な専門性、オリジナリティ |
| | 4 | ・一人前の仕事ができる ・チーム内でリーダーシップ |
| | 3 | ・指示等がなくとも、一人前の仕事ができる |
| | 2 | ・一定の指示のもと、ある程度の仕事ができる |
| | 1 | ・職業準備教育を受けた段階 |

学科別の高等学校卒業者の進路



都道府県別の高等学校学科数割合



教育再生実行会議提言(関係部分抜粋)

教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について」(第五次提言)(抄)

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(3)実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。

職業教育は、若者が自らの夢や志を考え、目的意識を持って実践的な職業能力を身に付けられるようにするとともに、産業構造の変化や技術革新等に対応して一層充実を図ることが必要です。特に、高等教育段階では、社会的需要に応じた質の高い職業人の養成が望まれますが、i)大学や短期大学は、学術研究を基にした教育を基本とし、企業等と連携した実践的な職業教育を行うことに特化した仕組みにはなっていない、ii)高等専門学校は、中学校卒業後からの5年一貫教育を行うことを特色とするものであり、高等学校卒業段階の若者や社会人に対する職業教育には十分に対応していない、iii)専修学校専門課程(専門学校)は、教育の質が制度上担保されていないこともあり、必ずしも適切な社会的評価を得られていない、などの課題が指摘されています。こうした課題を踏まえ、大学、高等専門学校、専門学校、高等学校等における職業教育を充実するとともに、質の高い実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が求められます。

(職業教育の充実、強化)

○社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。これにより、学校教育において多様なキャリア形成を図ることができるようにし、高等教育における職業教育の体系を確立する。具体化に当たっては、社会人の学び直しの需要や産業界の人材需要、所要の財源の確保等を勘案して検討する。

教育再生実行会議「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」(第六次提言)(抄)

3. 教育がエンジンとなって「地方創生」を

(地域を担う人材の育成)

○地方創生のためには、地域と協働した新しい人材育成が求められている。このため、大学等は、地域の求める人材ニーズの多様化に対応し、地方公共団体や企業等と連携して、実践的プログラムの開発や教育体制の確立など、「実学」を一層重視した、地域産業を担う高度な人材の育成を推進する。また、高等専門学校、専修学校、専門高校等は、地域のニーズに応じた学科構成の見直し、大学や産業界等と連携した長期間の実習・共同研究の実施等により、地域産業を担う専門的職業人材の育成を推進する。さらに、専門高校等において、育成した人材が地元企業等から適切に評価され、地域での認識が高まるよう、資格や公的な職業能力の検定等も活用し、卒業生の職業能力を明らかにする取組を進める。

国は、これらの取組を支援、促進するとともに、第五次提言で述べた実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が地域の職業人育成に大きな効果をもたらすことが期待できることから、その実現に向けた取組を推進する。

まち・ひと・しごと創生総合戦略(関係部分抜粋)

Ⅲ. 今後の施策の方向

2. 政策パッケージ

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ウ) 地方大学等の活性化

【施策の概要】

地方の若い世代が大学等の入学時と卒業時に東京圏へ流出している。その要因には、地方に魅力ある雇用が少ないことのほか、地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえないことが挙げられる。このことを踏まえ、地方大学や高等専門学校、専修学校等において、地域とのつながりを深め、地域産業を担う人材養成など地方課題の解決に貢献する取組を促進する必要がある。

また、地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、奨学金(「地方創生枠(仮称)」等)を活用した大学生等の地元定着や、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を推進する。さらに学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めるとともに、郷土の歴史や人物等を探り上げた地域教材を用い地域を理解し愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進し、地域力の強化につなげていく。

人材育成の観点から、大学や高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校における、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化することにより、地域産業を担う高度な専門的職業人材の育成や地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材を創出する。また、地域に根ざしたグローバル・リーダー育成の取組を推進する必要がある。

【主な施策】

◎ (2)-(ウ)「地方大学等創生5か年戦略」

③ 地域人材育成プラン(大学、高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の人材育成機能の強化、地域産業の振興を担う人材育成)

地域の企業や地域社会の求める人材ニーズの多様化に対応し、地元の地方公共団体や企業等と連携して、地域産業を担う高度な地域人材の育成に取り組む大学の取組を推進することにより、2020年までに大学における地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を50%(2013年度39.6%)まで高める。また、地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材の育成を行う高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の取組を推進する。

さらに、地域の人材育成においては、職業教育は極めて重要であり、今後、関係府省庁において総合的に推進を図ることが必要である。こうしたことを踏まえ、専門高校等においては、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る。

併せて、大学・高等学校等における地域に根ざしたグローバル・リーダーの育成や外国人留学生の受入れを推進するため、官と民とが協力した海外留学支援制度(「トビタテ! 留学JAPAN日本代表プログラム」等)の推進や地域における留学生交流の促進のほか、グローバル化に対応した教育を行うとともに、国際的に通用する大学入学資格が取得可能な教育プログラム(国際バカロレア)の普及拡大を図り、2020年までに国際バカロレア認定校等を2014年の33校(候補校を含む。)から200校以上に増やす。